

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年9月30日
【事業年度】	第15期（自 2020年7月1日 至 2021年6月30日）
【会社名】	株式会社デュアルタップ
【英訳名】	Dualtap Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 白井 貴弘
【本店の所在の場所】	東京都品川区西品川一丁目1番1号
【電話番号】	03-6893-0001
【事務連絡者氏名】	取締役財務経理部長 本田 一郎
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区西品川一丁目1番1号
【電話番号】	03-6893-0001
【事務連絡者氏名】	取締役財務経理部長 本田 一郎
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期
決算年月	2017年6月	2018年6月	2019年6月	2020年6月	2021年6月
売上高 (千円)	9,697,139	9,778,210	9,543,345	7,254,108	6,147,971
経常利益 (千円)	345,666	504,588	296,268	366,050	60,175
親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円)	220,235	325,191	189,002	250,598	11,931
包括利益 (千円)	216,987	324,953	189,773	251,352	11,997
純資産額 (千円)	1,386,538	1,697,329	1,844,056	2,059,393	2,034,840
総資産額 (千円)	5,744,295	6,167,558	5,448,909	4,202,090	7,387,339
1株当たり純資産 (円)	409.53	493.73	535.86	598.64	591.08
1株当たり当期純利益 (円)	66.99	96.08	55.15	73.06	3.48
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益 (円)	66.19	92.39	54.73	73.03	3.47
自己資本比率 (%)	24.0	27.4	33.7	48.9	27.5
自己資本利益率 (%)	19.2	21.1	10.7	12.8	0.6
株価収益率 (倍)	9.0	13.8	9.4	5.4	176.0
営業活動によるキャッシュ・ フロー (千円)	425,572	442,916	1,162,639	1,631,352	4,249,192
投資活動によるキャッシュ・ フロー (千円)	11,936	69,596	127,635	44,776	42,140
財務活動によるキャッシュ・ フロー (千円)	708,333	5,812	1,265,439	1,105,364	3,272,989
現金及び現金同等物の 期末残高 (千円)	917,881	1,285,489	1,060,562	1,541,711	523,740
従業員数 (人)	101	131	124	137	149
(外、平均臨時雇用者数)	(2)	(4)	(3)	(2)	(3)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 2018年2月9日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っております。第11期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期
決算年月	2017年 6 月	2018年 6 月	2019年 6 月	2020年 6 月	2021年 6 月
売上高 (千円)	9,581,315	9,575,891	9,336,490	7,013,109	5,847,481
経常利益 (千円)	361,561	494,013	287,909	345,164	69,999
当期純利益 (千円)	236,767	314,210	192,642	235,068	6,032
資本金 (千円)	205,576	215,559	216,698	216,698	217,305
発行済株式総数 (株)	1,123,500	3,426,000	3,430,500	3,430,500	3,432,900
純資産額 (千円)	1,391,987	1,692,035	1,842,422	2,041,474	2,012,064
総資産額 (千円)	5,700,415	6,097,197	5,510,385	4,166,884	7,368,800
1株当たり純資産 (円)	411.15	492.19	535.38	593.42	584.44
1株当たり配当額 (円)	30.00	10.00	13.50	11.00	11.50
(うち1株当たり中間配当額)	(-)	(-)	(3.00)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益 (円)	72.02	92.84	56.21	68.53	1.76
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	71.16	89.27	55.78	68.50	1.76
自己資本比率 (%)	24.3	27.7	33.3	48.8	27.2
自己資本利益率 (%)	20.8	20.4	10.9	12.1	0.3
株価収益率 (倍)	8.4	14.3	9.2	5.8	348.1
配当性向 (%)	13.9	10.8	24.0	16.1	654.0
従業員数 (人)	52	59	44	42	43
(外、平均臨時雇用者数)	(1)	(1)	(1)	(1)	(2)
株主総利回り (%)	-	224.0	91.7	73.4	110.8
(比較指標：配当込みTOPIX) (%)	(-)	(109.7)	(100.6)	(103.8)	(132.1)
最高株価 (円)	2,770	4,770	1,360	559	1,139
		2,155			
最低株価 (円)	1,142	918	301	254	385
		918			

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 2018年2月9日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っております。第11期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。

3. 第11期の株主総利回り及び比較指標は、当社が2016年7月21日に上場したため記載しておりません。また、第12期以降の株主総利回りは、第11期事業年度末の株価を基準として算定しております。

4. 最高株価及び最低株価は、2018年6月28日より東京証券取引所市場第二部におけるものであり、それ以前は東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであります。なお、2016年7月21日に同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については該当事項はありません。

5. 2018年2月9日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っております。

印は、当該株式分割による権利落後の最高・最低株価を示しております。

2【沿革】

当社は、2006年に東京都品川区東五反田において、不動産販売事業を目的として当社代表取締役社長白井貴弘により設立されました。

当社設立以後の経緯は、次のとおりであります。

年月	事項
2006年 8月	不動産販売事業を目的として東京都品川区東五反田一丁目に株式会社デュアルタップを設立 資本金10,000千円
2006年 9月	宅地建物取引業免許（東京都知事免許(1)第86482号）を取得
2007年 3月	「XEPEC（ジーベック）」シリーズの販売を開始
2008年 1月	初の単独プロジェクトとして「XEPEC中延」の開発及び販売を開始
2008年 5月	本社を東京都品川区東五反田五丁目に移転
2011年 5月	不動産賃貸事業拡充のため、株式会社D-style Plus（現 株式会社Dualtap Property Management）を設立（現 連結子会社）、賃貸仲介事業を開始
2012年 3月	賃貸用不動産として北海道函館市松風町にてホテルプロモート函館を取得
2012年 5月	海外不動産事業を目的として、マレーシア・ジョホール州にDUTA PACIFIC MANAGEMENT MALAYSIA SDN. BHD.（現 DUALTAP MALAYSIA SDN. BHD.）を設立（現 非連結子会社）
2012年 7月	海外不動産に関するコンサルティングを目的として株式会社Duta Pacific Management（現 株式会社Dualtap International）設立（現 連結子会社）
2012年 9月	海外不動産事業としてマレーシア・ジョホール州地区の物件紹介を開始
2013年 7月	建物管理事業を目的として、株式会社合人社計画研究所との合併により株式会社デュアルタップ合人社ビルマネジメントを設立（現 非連結子会社）
2013年11月	本社を東京都港区高輪に移転
2014年 1月	海外不動産事業を目的として、シンガポールにDUALTAP SINGAPORE PTE. LTD.を設立（現 非連結子会社）
2015年 1月	マレーシアでの建物管理事業を目的として、DUALTAP BUILDING MANAGEMENT SDN. BHD.の全株式を取得（現 連結子会社）
2016年 7月	東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）に上場
2017年10月	建物管理事業拡充のため、株式会社デュアルタップコミュニティ設立（現 連結子会社）
2018年 4月	東京都品川区へ本社事務所移転
2018年 6月	東京証券取引所市場第二部へ市場変更
2018年 7月	建物管理事業拡充のため、株式会社建物管理サービスの全株式を取得（現 連結子会社）
2020年 9月	営業支援事業を目的として、株式会社デュアルタップグロウス設立（現 連結子会社）
2020年12月	インサイドセールス拠点として、宮崎県宮崎市に株式会社デュアルタップグロウス宮崎オフィスを開業
2021年 1月	マレーシアでのファシリティマネジメント事業を目的として、ATS DUALTAP SDN. BHD.を設立（現 非連結子会社）
2021年 4月	マレーシアでのエナジードリンクの製造・販売事業を目的として、KIIVA MALAYSIA SDN. BHD.を設立（現 非連結子会社）
2021年 4月	マレーシアでの建物管理事業を目的として、DUALTAP PROPERTY MANAGEMENT SDN. BHD.の株式を取得（現 非連結子会社）

3【事業の内容】

当社グループは、13社で構成されており、東京23区を中心に不動産販売事業を主軸として事業展開しております。当社グループの主な事業内容及び事業の位置付けは、次のとおりであります。

なお、次の4部門は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項(セグメント情報等)」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

当連結会計年度において、株式会社デュアルタップグロウスを新規設立により連結の範囲に含めたことに伴い、報告セグメント「営業支援事業」を新たに追加しております。

(1) 不動産販売事業

当社は、東京23区を中心に主として資産運用型マンション「XEBC(ジーベック)」の企画、開発を行っており、国内の個人投資家を主要顧客として分譲を行っております。また、「XEBC(ジーベック)」に中古マンションの売却や不動産再生事業として中古オフィスビルの売却を行っております。

「XEBC(ジーベック)」は、不動産開発において長年の実績をもつ経験豊かなスタッフが、時代のニーズに合わせて開発した資産運用型マンションとなっております。また、「23区・駅近・高機能マンション」をコンセプトとし、空室率の低減を意識した開発を行っております。

また、概ね専有面積30㎡未満の1Kタイプの部屋を資産運用型マンションと定義し、専有面積30㎡から50㎡程度のタイプの部屋をコンパクト型マンションと定義しております。

なお、販売戸数の推移は以下のとおりとなります。

区分	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期
国内顧客販売戸数	293	151	229	188	150

(2) 不動産管理事業

当社が分譲した資産運用型マンションやコンパクト型マンションの賃貸管理、仲介及び建物管理を行っております。当社の当該事業部門において 自社販売物件を中心にマンションの所有者より賃借し、所有者に対して賃料収入を保証すると共に、賃貸(転貸)するサブリース業務、家賃の集金代行業務、入居・退去に関する契約管理業務等の賃貸管理業務及び 当社所有不動産の賃貸事業を行っております。また、当社子会社である株式会社デュアルタップコミュニティにおいて、当社が分譲した物件の建物管理を行い、株式会社建物管理サービスにおいて、首都圏のコンパクト型マンションの建物管理を行っております。

なお、賃貸管理戸数の推移は以下のとおりとなります。

	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期
賃貸管理戸数	1,560	1,626	1,534	1,365	1,225

(3) 海外不動産事業

ビジネスのグローバル化が進行する中、企業経営においては、海外諸国との取引拡大や現地での拠点設立が事業拡大をめざす上での重要な要素と位置づけられております。当社グループは、海外不動産投資ビジネスに目を向け、国内外の顧客が安心して投資できる環境づくりに取り組んでおります。

当社グループは、シンガポールやマレーシアなどの東南アジア諸国に対する注目度が高いことを背景に、当社の当該事業部門及び当社子会社である株式会社Dualtap Internationalが当該地域を拠点として国内外の投資家に向けた事業活動を行っております。

国内においては、海外不動産に関するセミナー等のイベントを開催し、国内投資家へ海外の投資用不動産を紹介する事業を行う一方、当該諸国においては、日本国内不動産の投資に関するセミナー等のイベントを企画し、海外投資家へ「XEBC(ジーベック)」を中心に資産運用型マンションを紹介する事業を行っております。マレーシア国内では、当社子会社であるDUALTAP BUILDING MANAGEMENT SDN. BHD.及びDUALTAP PROPERTY MANAGEMENT SDN. BHD.が、日本品質の建物管理事業を推進しております。また、日系企業のマレーシア進出支援事業として、飲料メーカー(KIIVA社)との合併事業を開始しました。

なお、販売戸数の推移は以下のとおりとなります。

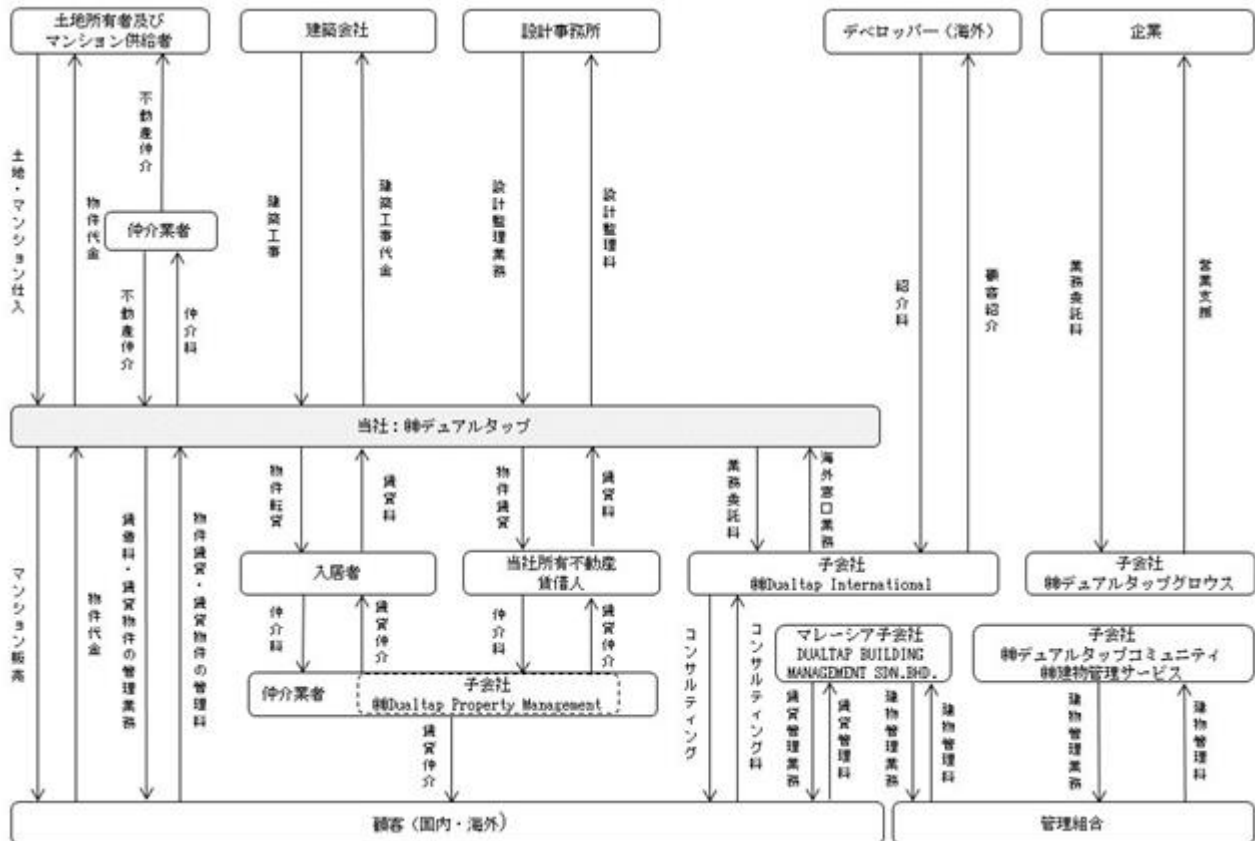
区分	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期
海外顧客販売戸数	4	58	8	4	-

(4) 営業支援事業

営業支援事業においては、当連結会計年度に株式会社デュアルタップグロウスを新規設立し、法人向けに営業活動全体のコンサルティング事業を開始いたしました。主に製造、技術等に経営資源を集中している企業に対して、営業戦略の立案、営業人員の採用、ターゲット企業の選定から企業へのアプローチや営業代行等、コンサルティングから現場レベルのBPO（ビジネスプロセスアウトソーシング）まで総合的な支援を行っております。

当社グループの事業系統図は次のようになります。

[事業系統図]



4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の 内容	議決権の所 有割合又は 被所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社Dual tap Property Management	東京都品川区	9,000	不動産管理事業	100.0	資産運用型マンションを中心に 賃貸仲介及び売買仲介を行って おります。 役員1名の兼任。 当社従業員の出向。 当社が事務業務を受託。 資金の貸付。
(連結子会社) 株式会社デュアルタップ コミュニティ	東京都品川区	10,000	不動産管理事業	100.0	資産運用型マンションの建物管 理を行っております。 役員1名の兼任。 当社従業員の出向。 当社が事務業務を受託。
(連結子会社) 株式会社建物管理 サービス	東京都品川区	5,000	不動産管理事業	100.0	役員1名の兼任。 当社従業員の出向。 当社が事務業務を受託。
(連結子会社) 株式会社Dual tap International	東京都品川区	9,000	海外不動産事業	100.0	資産運用型マンションを海外投 資家に分譲しております。 役員1名の兼任。 当社従業員の出向。 当社が事務業務を受託。
(連結子会社) 株式会社デュアルタップ グロウス	東京都品川区	10,000	営業支援事業	100.0	企業の営業活動を支援するBPO事 業を行っております。 役員1名の兼任。 当社従業員の出向。 当社が事務業務を受託。
(連結子会社) DUALTAP BUILDING MANAGEMENT SDN. BHD.	マレーシア ジョホール州	17,000	海外不動産事業	100.0	役員1名の兼任。 当社従業員の出向。 資金の貸付あり。

- (注) 1. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。
2. 「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。
3. 当連結会計年度末日における特定子会社はありません。
4. 当社は、2020年9月4日付で株式会社デュアルタップグロウスを新規設立しております。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2021年6月30日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
不動産販売事業	24 (-)
不動産管理事業	9 (1)
海外不動産事業	93 (-)
営業支援事業	9 (-)
報告セグメント計	135 (1)
全社(共通)	14 (2)
合計	149 (3)

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者は除く。)であり、臨時雇用者数(パートタイマーを含む。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。
2. 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定の事業に区分できない当社の管理部門に所属しているものであります。

(2) 提出会社の状況

2021年6月30日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
43 (2)	32.4	4.3	4,649,561

セグメントの名称	従業員数(人)
不動産販売事業	24 (-)
不動産管理事業	4 (-)
海外不動産事業	1 (-)
営業支援事業	- (-)
報告セグメント計	29 (-)
全社(共通)	14 (2)
合計	43 (2)

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社から当社子会社への出向者を除く。)であり、臨時雇用者数(パートタイマーを含む。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 全社(共通)として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

(3) 労働組合の状況

当社グループの労働組合は結成されておりませんが、労使関係は安定しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営方針

当社グループは、不動産の販売を通じてお客様の幸福に貢献することを企業理念として掲げております。資産運用型マンションの企画、開発及び販売を主要な事業と位置づけ、当社グループが一体となった事業活動を展開しております。当社グループ全体を通じて社会の発展に貢献し、お客様の資産価値の最大化に努めて参ります。

現在の事業環境及び入手可能な情報に基づき最善の経営方針を立案するよう努めておりますが、将来における経営環境の変化は予想の域を超えることができず、正確な長期方針の立案は難しいものとなっております。

事業推進にあたっては、経済動向や業界環境の推移等を総合的に判断し、安易な拡大路線を取ることなく採算性を重視する方針をとっております。不動産販売事業を主力事業としつつ、関連事業の拡大を図ることで経営資源を集中させていく方針であります。事業環境の変化に的確に対応し、関連事業の拡大に加え、新規事業への進出も視野に含めてグループの総合力向上を図り、長期安定的な企業価値の創造に努めて参ります。

(2) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社は、継続的な安定成長をめざしていくことを基本方針に、社会情勢や業界を取り巻く環境の変化に迅速に対応しながら、売上高経常利益率5%、自己資本比率20%を基準に健全かつ着実な事業の拡大に努めてまいります。

(3) 経営戦略等

当社グループが属する不動産業界は、開発用地の取得費や建築工事費が高止まりの状況が続いております。一方で、首都圏への人口流入、単身世帯増加や低金利の状況も継続すると予想され、首都圏における資産運用型マンションの購入需要は堅調に推移するものと考えております。

当社グループといたしましては、これらの状況を踏まえまして、以下のとおり考えております。

不動産販売事業

資産運用型マンション「XEBC（ジーベック）」に新たな価値を付与し、認知度を向上させるべく、開発・分譲の両面において活動範囲の拡大を図ってまいります。

販売方法としては、既存顧客からの紹介による新規契約及び買増に加え、インターネットを利用した集客や自社セミナーの開催により、購入需要が高い顧客へのアプローチを図ってまいります。

不動産管理事業

賃貸管理につきましては、自社開発物件に加え他社販売物件の管理獲得に努め管理戸数の増加を図ると共に、賃料収入の拡大及び空室率の低減を図ってまいります。

建物管理につきましては、株式会社デュアルトップコミュニティにて、当社が分譲した物件の建物管理を行い、株式会社建物管理サービスにて、首都圏のコンパクト型マンションの新規管理獲得を図ってまいります。

海外不動産事業

国内投資家への海外不動産紹介においては、アジア圏から活動エリアを拡大させ、多様な不動産の紹介に努めてまいります。海外投資家への国内不動産の紹介においては、「XEBC（ジーベック）」の認知度向上及び投資家層の拡大に努めてまいります。

マレーシア国内における建物管理事業につきましては、日本の建物管理事業の文化及び品質に対する認知度向上を図ってまいります。

営業支援事業

BtoBの営業支援に特化すると共に、顧客属性を主に製造、技術等に経営資源を集中している企業に絞り、営業戦略の立案、営業人員の採用、ターゲット企業の選定から企業へのアプローチや営業代行等、コンサルティングから現場レベルのBPO（ビジネスプロセスアウトソーシング）まで顧客ニーズに応じて総合的な支援を提案することで新規案件獲得を図ってまいります。

(4) 経営環境

新型コロナウイルス感染症(以下「感染症」という)の感染拡大に伴う影響により、対面営業を中心に営業活動の縮小を余儀なくされました。また、国内外での経済活動の制限が強いられており、ホテル、飲食、航空業界を中心に景気は急速に悪化し賃貸需要が落ち込む展開となりました。今後につきましては、このままの経済状況で推移することが予想されます。不動産業界も金融資本市場の変動、金融機関の融資姿勢の変化等も予想され、仕入資金の借入や販売時の提携ローン等に関して最新の注意と十分な備えを行うとともに、安定した財務内容を武器に機動的な仕入れを行ってまいります。

感染症の収束については合理的に判断が難しい状態にあります。未だ収束の目途が立たず、当面は現在の経済環境が続くものと考えております。感染症の収束となれば、営業活動の拡大が期待できますが、感染症の再拡大となれば、営業自粛や外出自粛により、さらなる経済の悪化や消費意欲の低迷が懸念されます。

資産運用型マンション市場における現状は、東京都への移動は制限され転居も少なくなっているものの、賃料や入居率の大幅な変化はなく、マンションの資産性は維持できていると考えております。賃貸のマーケットは崩れておらず、日本の感染者数は、世界各国と比較すると低水準に抑えられており、中長期的には投資先として安全性があるとの認識が高まったと感じております。

経済の先行きは不透明であり、さらに経済抑制を受け、営業活動を制限される可能性があります。当社グループは、今後も資産運用型マンション「XEPEC（ジーベック）」のブランド価値向上に努め、開発・分譲を軸に、不動産流動化や販売チャネルの多様化、業務提携等に積極的に取り組み、事業の多角化を図ってまいります。

自己資本比率の維持向上を意識しつつ、東京23区を中心に資産価値及び収益の最大化を見込める物件を慎重に見極めて仕入れる方針であります。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

リスクマネジメント体制の強化

世界的な新型コロナウイルス感染症の感染拡大によるサプライチェーンの混乱、半導体不足の深刻化は、主要産業に大きな経済的ダメージを与えております。緊急事態宣言の再々延長・拡大により、日本経済、政治への影響を予測することが困難になっており、劇的に変化する経営環境への対応をこれまで以上にスピーディーに実行する必要性に駆られています。また、感染症対策以外にも、自然災害、情報セキュリティの不備等による事業に関するリスクは多岐にわたっております。

当社グループが事業を成長させるには、これらのリスクの分析とリスクへの迅速かつ適切な対応及び再発防止が重要な課題と認識しており、リスクが財務状況及び経営成績に与える影響を最小限に抑える体制の強化を図ってまいります。

ブランド価値の向上

当社の23区、駅近、高機能マンションという『ブランドPR』の強化と、用地仕入れから分譲後の賃貸管理、建物管理まで一貫して手掛ける総合不動産企業としての『コーポレートPR』を強化してまいります。

開発物件の安定的かつ機動的な仕入体制の構築

東京23区、駅近という限られた範囲での開発は、厳しい仕入れ競争の中で用地情報に対してスピーディーな対応ができるか否かが重要であると考えております。当社グループでは、不動産開発において長年の実績をもつスタッフがトレンドを先読みし、その時代に合ったマンションづくりを心掛けております。

優良な新規物件を安定的に供給していくために、景況感を踏まえた合理的かつ機動的な仕入に努めてまいります。結果として自社ブランドマンション「XEPEC（ジーベック）」を安定供給させることが当社グループの成長に結びつくものと考えております。

優秀な人材確保及び従業員教育

当社は企業の繁栄を従業員の成長に依存しておりますが、近年の好況により採用環境も厳しくなっております。お客様にマンションを提案するためには土地・建物の知識、宅建業法、金融、投資等、多くの知識と経験が必要とするため、社員の業務知識の獲得、専門スキルアップ、マネジメントスキルアップに重点を置き人財への投資を惜しまず、社員の意識向上に努めております。一級建築士、宅地建物取引士、マンション管理士、不動産コンサルティングマスター等の専門資格の取得を奨励し、優秀な従業員の教育と定着に努めてまいります。

投資用のバリュー確保

当社グループが提供する「資産運用型マンション」において、入居される方々が一番重視されるのは利便性であると考え、東京23区、駅近の用地仕入れを行っております。また、デザイン性や機能性も求められる時代と考えており、いかにして入居される方々のニーズに合った開発ができるかなど、立地条件や物件のクオリティを意識したマンションづくりを行っております。

さらに、当社グループでは、賃貸管理の専門部署を設置し、最新の入居者情報を確保することにより、サブリース契約及び管理業務契約を締結している物件の入居率を高い水準で維持することに努め、投資商品としてのバリューの確保を図ってまいります。

財務基盤の維持・拡大

優良な新規物件を安定・継続的に供給していくため、また、顧客資産を長期的に安定サポートしていくために、手許流動性の確保や金融機関との良好な取引関係が最重要課題と考えております。このため、一定の内部留保の確保や様々な金融手法への取り組み等、財務基盤の拡充を図ってまいります。

コンプライアンス経営の強化

当社グループは、企業として成長過程であることから、新規事業への取組みやより効率的な業務フローの検討が常に社内で行われており、それに伴い内部統制システム整備・構築上の課題が継続的に発生します。当社グループは、監査等委員会監査や内部監査の過程で常に当社グループ内外の状況変化に応じた内部統制システムの仕組みを変更する必要性を検討し、その結果を経営幹部へ速やかに伝達し、対応策の早期構築を促してまいります。

2【事業等のリスク】

以下において、当社グループの事業展開上のリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しています。また、当社グループとして必ずしもそのようなリスクには該当しない事項につきましても、投資判断の上で、あるいは当社グループの事業活動を理解する上で重要と考えられる事項については、投資家及び株主に対する積極的な情報開示の観点から記載しています。

当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、その発生の予防及び発生時の対応に努力する方針ですが、当社グループの経営状況及び将来の事業についての判断は、本項及び本書中の本項以外の記載を慎重に検討した上で行われる必要があると考えています。なお、以下の事項における将来に関する事項については、提出日時点において当社グループで想定される範囲で記載したものです。また、以下の記載は当社株式への投資に関連するリスクの全てを網羅するものではありません。

1．事業を取り巻く経営環境に関するリスク

経済状況の影響等について

当社グループが属する不動産業界は、景気動向、金融環境並びに不動産市況等の経済環境や不動産関連税制の改廃等が企業業績に与える影響が大きく、土地代金及び建築費等の変動や競合他社の供給動向・価格動向等の影響を受けやすく、これらにより、顧客の資産運用型マンションの購買意欲が減退した場合、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

近時、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により国内外の経済が影響を受けました。ワクチン接種の拡大により感染者数の増加は一旦収まりを見せ始めていますが、まだまだ経済活動の全面再開にほど遠い反面、世界的な株高という局面を迎えており、金融環境は不安定な状況になっております。

今後は、政策による営業自粛や外出自粛の影響を受け、販売活動の一部制限や建築工事の遅延、購買意欲が減退等、当社グループの事業に影響を及ぼす可能性があります。

2．当社グループの業態に関するリスク

(1) 資産運用型マンションの販売に関するリスク

当社グループの不動産販売事業におきましては、主として資産運用を目的とした顧客にマンションを分譲しておりますが、マンションによる資産運用には、入居率の悪化や家賃相場下落による賃貸収入の低下、金融機関の貸出条件の変更や金利の上昇による借入金返済負担の増加等、収支の悪化につながる様々な投資リスクが内在します。当社グループは、顧客に対し、これらの投資リスクについて十分説明を行い、理解していただいた上で売買契約を締結するよう営業社員の教育を徹底すると共に、入居者募集・集金代行・建物維持管理に至るまで一貫したサービスを提供することで顧客の長期的かつ安定的なマンション経営を全面的にサポートし、空室の発生や資産価値下落等のリスク低減に努めておりますが、営業社員の説明不足等により、顧客の投資リスクに対する理解が不十分なままマンションを購入されたこと等により、訴訟等が発生した場合、当社グループの信頼が損なわれ、当社グループの事業に影響が及ぶ可能性があります。

また、販売チャネルにつきましては、主に既存顧客からの紹介による新規契約及び既存顧客による買増に依存しております。そのため、当社グループの信頼が損なわれた場合には、新規契約の販売件数の継続的拡大という点において、課題に直面する可能性があります。

さらに、資産運用型マンションの販売方法について、当社としては、法令遵守等のための体制を整えておりますが、同業他社の強引な販売方法等が社会問題に発展する可能性があり、それに伴う法的規制等が強化され、その対応に時間や費用を要する場合、資産運用型マンションの販売計画の遂行に支障をきたし、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

不動産販売事業につきましては、2021年6月期において連結売上高の78.4%を占めており、将来において、不動産関連税制や所得税関連等の税制が変更された場合に、不動産取得・売却時のコストの増加、顧客の購買意欲、マンションオーナー等の事業意欲の減退等により、当社グループの事業に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 仕入に関するリスク

仕入には、「完成マンションの一棟仕入（専有売買）」と「土地を取得しての開発」、「新築・中古の戸別仕入」の形態があります。

仕入コストについて

当社グループは、東京23区内の物件を中心に仕入れておりますが、いずれの仕入形態におきましても地価の上昇、建築費の上昇により仕入コストが上昇し、計画どおりに仕入れできなかった場合や当該上昇分を販売価格へ転嫁できなかった場合には、当社グループの業績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

仕入決済について

当社グループは、販売用不動産に関して取引先であるゼネコン、建設会社等より竣工後に仕入れを行っております。資金決済は、概ね、竣工後3か月程度であることから、販売用不動産仕入れ後、営業部門が販売を行い、仕入資金を回収いたします。したがって、資金決済までの期間、資金負担は仕入に係る手付金に限られますが、販売戸数の多寡等の事由により販売用不動産の販売期間が資金決済期間を超える場合は、残物件に係る資金・在庫負担が発生します。その場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

事業用地について

当社グループが行っている、東京23区内をマーケットとした資産運用型マンションの販売は、販売用不動産の調達力の優劣や当該地域における地震その他の災害、地域経済の変動等により、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社は、事業用地の売買契約の際、一定の調査を行った上、土壌汚染等の問題がないことを確認しておりますが、着工後に問題が発覚したり、売主が瑕疵担保責任を遂行しない場合、プロジェクト開発計画に支障をきたし、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 建築に関するリスク

建築工事について

当社グループの不動産販売事業におきましては、建築工事を建設会社に外注しております。外注先である建設会社の選定にあたっては、施工能力、施工実績、財務内容等を総合的に勘案したうえで、また、建設会社の管理においては、建設会社現場所長、監理者（設計事務所責任者）、サブコン（電気・設備業者責任者）、当社物件担当者で、概ね隔週で行う定例会議による進捗把握、仕様確認、条例、基準法等の法定事項実施の確認を行っております。また、監理者のみならず当社一級建築士による試験杭の立会い及び特定法定検査の立会いを行い、ダブルチェックによる品質管理の徹底を行っております。

しかしながら、外注先である建設会社に倒産等の予期せぬ事象が発生した場合、工事中の事故や、物件の品質に問題が発生した場合には、計画どおりの開発に支障をきたす可能性があり、また、施工完了後、建設会社の経営破綻等が発生し、工事請負契約に基づく建設会社の契約不適合責任が履行されなかった場合、当社に補修等の義務が生じ、想定外の費用が発生して、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

近隣住民の反対運動について

当社は、マンションの建設にあたり、関係する法律、自治体の条例等を十分検討したうえで、周辺環境との調和を重視した開発を企画するとともに、周辺住民に対する事前説明会の実施等適切な対応を講じており、現在まで、近隣住民との重大な摩擦は発生していません。しかしながら、今後、建設中の騒音、電波障害、日照問題、景観変化等を理由に近隣住民の反対運動が発生する可能性があり、問題解決のための工事遅延や追加工事費用が発生する場合や、プロジェクト開発が中止に至る場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

建築コストについて

当社グループの不動産販売事業におきましては、建築コストは仕入コストとともに売上原価の主要項目であります。建築資材の価格や建築工事にかかる人件費が想定を上回って上昇した場合、当社グループの業績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 引渡し時期による業績変動について

当社グループの不動産販売事業におきましては、マンション等の売買契約成立後、顧客への引渡しをもって売上を計上するため、その引渡し時期により、同一年度内において売上高及び利益に隔たりが生じる可能性、想定した売上や収益が翌期に繰り越される可能性があり、当社グループの有価証券報告書等に記載される当社グループの経営数値に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 在庫について

当社グループは、中期的な経済展望に基づき、マンションの企画・開発を行い、物件の早期売上に努めておりますが、急激な景気の悪化、金利の上昇、不動産関連税制の改廃等により、販売計画の遂行が困難となった場合、販売先の確定に時間を要した場合には、プロジェクトの遅延や完成在庫の滞留が発生し、資金収支の悪化を招く可能性があります。

また、当社グループは「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 2019年7月4日）を適用しております。これに伴い、時価が取得原価を下回った販売用不動産、仕掛販売用不動産の評価損失が計上された場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 賃貸管理物件について

当社グループの不動産賃貸管理事業におきましては、マンションの所有者より賃借してテナントに賃貸するサブリース業務及び賃貸管理業務がありますが、サブリース物件の入居率の低下により入居者からの不動産賃貸収入が想定以上に減少した場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 法的規制等について

法的規制について

当社グループが行う不動産取引は、宅地建物取引業法、建物の区分所有等に関する法律、建築基準法、都市計画法、建設業法、建築士法、国土利用計画法、借地借家法、消防法、住宅の品質確保の促進等に関する法律、マンションの管理の適正化の推進に関する法律等、不当景品類及び不当表示防止法、不動産の表示に関する公正競争規約により、法的規制を受けております。

東京23区を中心に、ワンルームマンション規制が条例等に定められております。具体的には、25㎡以上等への最低住戸面積の引き上げ、一定面積以上の住戸の設置義務付け、狭小住戸集合住宅税の導入等がありますが、当社グループでは、これらの条例等に沿った商品開発を行っているため、現時点において、かかる規制が当社グループの事業に影響を及ぼす可能性は少ないものと認識しております。しかしながら、今後さらに各自治体による規制強化が進められた場合は、当社グループの事業活動に影響を及ぼす可能性があります。当社は、当該指導・規制への対応を図っておりますが、不動産取引関連法令の制定、既存の法令が改廃された場合等には、当社グループの事業活動に影響を及ぼす可能性があります。

瑕疵担保責任について

当社グループは、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」により、新築住宅の構造上主要な部分及び雨水の浸水を防止する部分について10年間の瑕疵担保責任を負っております。万が一、当社グループの販売した物件に重大な瑕疵があるとされた場合、その直接的な原因が当社グループ以外の責任によるものであっても、当社グループは売主として瑕疵担保責任を負うことがあります。当社グループは特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律において規定される住宅瑕疵担保責任保険を付保しておりますが、発生した瑕疵担保責任が保証限度を超える可能性や当該保険の適用対象外となる可能性があります。その結果、補修工事費の増加や当社グループの信用力低下により、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

許認可等について

当社グループの主要事業におきましては、事業活動に際して、以下の免許、許認可等を取得しております。現在、当該免許及び許認可等が取消となる事由は発生しておりませんが、今後、何らかの理由によりこれらの免許、登録、許可の取消等があった場合、当社グループの主要事業の活動に支障をきたすとともに業績に重大な影響を与える可能性があります。

許認可等の名称	会社名	許認可番号等 / 有効期間	規制法令	免許取消条項等
宅地建物取引業者免許	(株)デュアルタップ (株)Dualtap Property Management	東京都知事(4)第86482号 2021年9月23日～2026年9月22日 東京都知事(3)第93172号 2021年7月16日～2026年7月15日	宅地建物取引業法	第5条、 第66条等
マンションの管理の適正化の推進に関する法律に基づくマンション管理業者登録	(株)デュアルタップ コミュニティ (株)建物管理サービス	国土交通大臣(1)第034338号 2018年1月31日～2023年1月30日 国土交通大臣(2)第033600号 2019年11月10日～2024年11月9日	マンションの管理の適正化の推進に関する法律	第47条、 第83条等

海外での不動産販売活動について

当社グループは、海外不動産事業において国内投資家に海外の不動産を紹介する事業を行っておりますが、国によっては、外国人による投機的な不動産購入を抑制するため、外国人が不動産を購入する際の最低購入価格及びキャピタルゲイン課税の引上げ等、規制が強化されている国があります。本規制により国内投資家の投資意欲が衰退した場合、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、国内不動産を主にシンガポール、台湾、上海等の投資家に販売しており、為替変動や各国の不動産関連法令等の改正等により、当社グループの業績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 新規事業への参入について

当社は新規事業へ積極的に参入していく方針であります。その過程において、人材、内部体制の構築、情報収集及び広告宣伝に先行的に費用を支出し、利益率が低下する可能性があります。また、事業環境の影響等により新規事業が計画どおりに進まない場合等には、当社グループの業績及び事業の展開に影響を及ぼす可能性があります。

3. 当事業体制に関するリスク

(1) 小規模組織であることについて

当社グループは2021年6月30日現在、従業員149名と小規模組織であり、内部管理体制についても組織の規模に応じたものとなっております。当社グループは今後、業容拡大に応じて人材の採用を行うとともに社内管理体制を構築していく予定です。しかしながら、当社グループが事業の拡大に対して適切かつ十分な組織構築に至らなかった場合、当社グループの事業遂行及び拡大に支障が生じ、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 人材の確保・育成について

当社グループが展開する不動産販売事業、海外不動産事業は、不動産関連法令の法的規制の中、競争力のあるサービスの提供が求められており、高度な知識、経験、指導力を持った優秀な人材が最も重要な経営資源であります。当社グループにおいては、優秀な人材の確保、育成及び定着が不可欠であり、OJT（オン・ザ・ジョブ・トレーニング）、専門講師による勉強会を実施し、人材の育成に努めております。

しかしながら、必要とする人材が十分に確保できない場合、事業展開に伴う人材確保・育成が順調に進まなかった場合、当社グループの役職員が社外に流出した場合には、当社グループの業績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 個人情報の管理について

当社グループがお預かりしているお客様の個人情報については、外部侵入防止システムの採用、データアクセス権限の設定、個人情報保護規程等による規程化、コンプライアンス委員会による規則遵守の徹底とセキュリティ意識の向上を目的とした教育、研修等による周知徹底等により、細心の注意を払い取り扱っておりますが、個人情報の不正利用、その他不測の事態によって重要な情報が外部に漏洩した場合、当社グループへの信用の低下や損害賠償請求等により、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 代表取締役社長臼井貴弘への依存について

当社グループでは、役員及び幹部社員の情報の共有化や権限の移譲を進め、創業者である代表取締役社長臼井貴弘に過度に依存しないような経営体制の整備を行っておりますが、同氏は、当社設立以来、当社グループの経営方針、経営戦略、資金調達等、事業活動の推進にあたり重要な役割を担ってまいりました。特に当社グループの主力事業である不動産販売事業における方針の決定については、同氏の資質に依存している部分があります。同氏が職務を遂行できなくなるような不測の事態が生じた場合、当社グループの業績や財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

4. その他のリスク

有利子負債への依存について

当社グループの有利子負債残高は以下の表のとおりであります。当社グループは、不動産販売事業における土地の仕入れ及び建築費の一部に係る開発資金並びに固定資産を主に金融機関からの借入金によって調達しております。当社グループは特定の金融機関に依存することなく、個別案件ごとに販売計画の妥当性を分析したうえで借入金等の調達を行っておりますが、販売の不振、金融情勢の変動によって金利上昇や借入金の調達が困難になることがあり、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

区分	2017年6月期 (連結)	2018年6月期 (連結)	2019年6月期 (連結)	2020年6月期 (連結)	2021年6月期 (連結)
有利子負債残高 (千円)(A)	3,655,587	3,805,742	2,611,074	1,578,806	4,948,041
総資産額 (千円)(B)	5,744,295	6,167,558	5,448,909	4,202,090	7,387,339
有利子負債依存度 (%) (A/B)	63.6	61.7	47.9	37.6	67.0

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループ（当社及び連結子会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、上期は政府の各種政策を背景に企業収益が高い水準を維持し、着実に持ち直してきており、自律的回復への基盤が整いつつあるが、失業率が高水準にあるなど依然として厳しい状況にあります。新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という）の拡大防止策として、緊急事態宣言が出されたことにより、世界的なサプライチェーンの乱れや世界的な需要減少により製造業を中心に経済活動が抑制され、経済状況は国内・海外ともに非常に厳しい状況となりました。

特に、緊急事態宣言、まん延防止策に基づく飲食業に対する自粛要請により駅前の繁華街を中心に経済活動が抑制されるとともに、羽田空港関連の借上げ寮、社宅等の利用の衰退により著しく下落しました。オリンピックの開催と共に感染再拡大しており、さらなる経済の下振れや金融資本市場への影響に留意が必要となります。

首都圏のマンション市場は、リモートワークの普及により住環境が重視され、2021年1月～6月の供給戸数が13,277戸と前年同期比77.3%の増加となりました（株式会社不動産経済研究所調べ）。

当社グループの属する、資産運用型マンション市場では、感染症の拡大防止策等により、東京への人口流入や給与所得の悪化による賃料の伸び悩み傾向にあり、繁華街の賃料下落が懸念されます。しかしながら、羽田空港関連の需要はエアラインの再開により復活の兆しも見え始めました。中長期的には、東京23区では、継続する人口流入により、賃料が緩やかに上昇し、入居率は高水準を維持しております。今後も、賃貸マンションの需給バランスが急激に変化することは想定されず、賃料や入居率の大幅な変化はなく、マンションの資産性は維持されるものと考えられます。

このような事業環境の中、当社グループは、「23区・駅近・高機能マンション」をコンセプトに、資産運用型マンション「XEBC（ジーベック）」の開発・分譲を行ってまいりました。分譲後も賃貸管理及び建物管理を行うことにより、長期間にわたりマンションの資産性及び収益性を向上させ、安定収入が見込めるマンションとして、ブランド価値の向上に努めております。

以上の結果、当連結会計年度は、売上高61億47百万円（前期比15.2%減）、営業利益1億73百万円（同59.4%減）、経常利益60百万円（同83.6%減）、親会社株主に帰属する当期純利益11百万円（同95.2%減）となりました。

（当社では「駅近」とは駅徒歩10分以内の距離としております。）

セグメントの業績は次のとおりであります。なお、当連結会計年度より「第5 経理の状況 1. 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおり、報告セグメント「営業支援事業」を新たに追加しております。そのため、「営業支援事業」については前期比較を行っておりません。

（不動産販売事業）

不動産販売事業においては、資産運用型マンション「XEBC（ジーベック）」に加え、中古マンションを取り扱ってまいりました。個人投資家だけでなく、私募REITへ販売する等、販売チャネル及び顧客層の拡大に努めてまいりました。

以上の結果、売上高48億17百万円（前期比16.1%減）、セグメント利益64百万円（同79.2%減）となりました。

（不動産管理事業）

不動産管理事業は、賃貸管理事業及び建物管理事業より構成されております。賃貸管理においては、募集賃料の見直し及び空室率の低減に注力し、管理物件の資産性向上を図ってまいりました。建物管理においては、当社が分譲した物件以外の新規契約獲得を推進してまいりました。

以上の結果、売上高11億87百万円（前期比6.8%減）、セグメント利益1億40百万円（同10.2%減）となりました。

（海外不動産事業）

海外不動産事業においては、感染症により、渡航できなかつたこともあり、インバウンド、アウトバウンドともに取引が減少しました。マレーシアで展開する建物管理業は、住宅や商業施設等の建物管理事業を推進し、順調に推移いたしました。また、当連結会計年度より新たに開始した海外進出支援事業は渡航禁止で苦戦していましたが、飲料メーカー（KIIVA社）とのマレーシア合弁事業を成功させ、初支援となりました。

以上の結果、売上高1億15百万円（前期比51.9%減）、セグメント損失27百万円（前期はセグメント損失45百万円）となりました。

（営業支援事業）

営業支援事業においては、当連結会計年度に株式会社デュアルトップグロウスを新規設立し、法人向けに営業活動全体のコンサルティング事業を開始いたしました。主に製造、技術等に経営資源を集中している企業に対して、営業戦略の立案、営業人員の採用、ターゲット企業の選定から企業へのアプローチや営業代行等、コンサルティングから現場レベルのBPO（ビジネスプロセスアウトソーシング）まで総合的な支援を行っております。

以上の結果、売上高27百万円、セグメント損失11百万円となりました。

当期の財政状態は、次のとおりであります。

（資産）

当連結会計年度末における総資産は、前連結会計年度末から31億85百万円増加し73億87百万円となりました。総資産の増加の主な要因は、新規物件の土地仕入及び建築費の支払等により、仕掛販売用不動産が19億96百万円増加、たな卸資産の売却が順調に進まず販売用不動産が21億22百万円増加した一方で、現金及び預金が10億73百万円減少したことによるものであります。

（負債）

当連結会計年度末における負債は、前連結会計年度末から32億9百万円増加し53億52百万円となりました。負債の増加の主な要因は、新規物件の仕入資金のため、長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む。）が34億8百万円増加したことによるものであります。

（純資産）

当連結会計年度末における純資産は、前連結会計年度末から24百万円減少し20億34百万円となりました。純資産の減少の主な要因は、期末配当金の支払いにより利益剰余金が37百万円減少した一方で、親会社株主に帰属する当期純利益の計上により利益剰余金が11百万円増加したことによるものであります。

以上の結果、自己資本比率は27.5%となりました。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、たな卸資産の取得を増やし、有利子負債が増加したことにより、前連結会計年度末に比べ10億17百万円減少し、5億23百万円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動により支出した資金は42億49百万円（前期は16億31百万円の収入）となりました。主な支出は、販売用不動産の増加によるもので、たな卸資産の増加額41億21百万円であります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動により支出した資金は42百万円（前期は44百万円の支出）となりました。主な支出は、差入保証金の差入による支出63百万円であります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動により増加した資金は32億72百万円（前期は11億5百万円の支出）となりました。主な収入は、開発用地及び竣工物件取得のための長期借入れによる収入56億45百万円であり、主な支出は、販売用不動産の分譲に伴う、長期借入金の返済による支出22億92百万円であります。

生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

該当事項はありません。

b. 契約実績

当連結会計年度における不動産販売事業の契約実績は次のとおりであります。

区分	当連結会計年度 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)					
	期中契約高			年度末契約残高		
	戸数 (戸)	金額 (千円)	前年同期比 (%)	戸数 (戸)	金額 (千円)	前年同期比 (%)
資産運用型マンション	135	3,667,586	71.4	2	48,911	17.7
コンパクト型マンション	7	297,985	39.5	1	41,419	-
その他不動産	-	664,985	298.3	-	-	-
合計	142	4,630,557	75.7	3	90,330	32.6

(注) 1. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 概ね専有面積30㎡未満の1Kタイプの部屋を資産運用型マンションと定義し、専有面積30㎡から50㎡程度のタイプの部屋をコンパクト型マンションと定義しております。

c. 販売実績

当連結会計年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	区分	当連結会計年度 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)		
		戸数 (戸)	金額 (千円)	前年同期比 (%)
不動産販売事業	資産運用型マンション	144	3,895,538	81.8
	コンパクト型マンション	6	256,566	34.0
	その他不動産	-	664,985	298.3
	小計	150	4,817,090	83.9
不動産管理事業	不動産賃貸管理	-	1,026,991	90.4
	不動産仲介	-	3,399	94.6
	建物管理	-	157,494	116.3
	小計	-	1,187,885	93.2
海外不動産事業	資産運用型マンション	-	-	-
	コンパクト型マンション	-	-	-
	建物管理	-	112,004	106.3
	その他	-	3,846	372.4
	小計	-	115,851	48.1
営業支援事業	営業活動支援	-	27,145	-
	小計	-	27,145	-
合計		150	6,147,971	84.8

(注) 1. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

2. セグメント間の取引を相殺消去した後の金額を記載しております。

3. 最近2連結会計年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)		当連結会計年度 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
合同会社ナバテア	-	-	1,410,000	22.9
ブローディア・プライベート投資法人	1,543,000	21.3	-	-
東急不動産株式会社	1,306,692	18.0	900,000	14.6
株式会社青山財団ネットワークス	-	-	730,000	11.9

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたりまして、決算日における資産・負債の報告数値及び報告期間における収益・費用の報告数値に影響を与える見積り及び仮定設定を行っております。当該見積りにつきましては、過去の実績や状況に応じ合理的と考えられる様々な要因に関して適切な仮定設定、情報収集を行い、見積り金額を計算しておりますが、実際の結果は見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積りについては、「第5 経理の状況

1. 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項(追加情報)」に記載しております。

当連結会計年度の経営成績等分析

当連結会計年度の経営環境は、引続き金融機関の低金利、貸出競争や賃貸マンションの高い稼働率により、東京の地価や建築費が高止まりの状況にありました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症(以下「感染症」という)の拡大防止策に伴う緊急事態宣言の影響により、国内外で経済活動が抑制されることとなりました。当社グループとしても、在宅勤務による営業活動の一部制限、経済不安による消費マインドの低迷、賃貸マーケットの変動等、関連した影響が懸念される状況となりました。

不動産販売事業においては、感染症の影響により、オフィス市場やホテル市場等が影響を受けている一方で、資産運用型マンション市場においては、賃料相場の大きな変動や提携金融機関の諸条件の変化はなく、今のところ、資産運用としての商品性に維持されていると考えております。このような環境のなか、私募REIT等への1棟売却に注力してまいりました。2021年6月期末に予定した決済が遅れ、2022年6月期にずれ込んだことで、2021年6月期は減収減益となりました。

不動産管理事業において、賃貸管理では、感染症対策により、一時的に東京への移動が抑制されたものの、賃料の下落や入居率の低下は見られず高水準を維持しております。建物管理では、感染症対策の影響は少なく、管理戸数、収益ともに堅調に推移しております。

海外不動産事業においては、米中貿易摩擦や香港問題に始まり、感染症対策による渡航制限等、年間を通じて販売活動が抑制されておりました。マレーシア国内における建物管理については、一部営業の制限等あったものの影響は少なく、管理戸数、収益ともに堅調に推移いたしました。

財務面においては、開発用地及び竣工物件の仕入が増加したことにより、たな卸資産の増加額41億21百万円を計上し、営業活動によるキャッシュ・フローが42億49百万円の支出(前期は16億31百万円の収入)となりました。また、物件仕入に伴う資金借入により、長期借入れによる収入56億45百万円を計上し、一方で販売用不動産の分譲に伴う長期借入金の返済により22億92百万円を支出したことで、財務活動によるキャッシュ・フローは32億72百万円の収入(前期は11億5百万円の支出)となりました。期末時点の自己資本比率は27.5%となり前期比21.4pt減少しておりますが、当社が財務健全性の基準としている自己資本比率20%を上回っております。

当社グループは、用地取得費用および建築代金の着工時金を、金融機関からの借入金によって調達しております。感染症の影響が今後も続き、金融資本市場の変動や金融機関の融資姿勢が変化した場合は、資金調達面で仕入が厳しくなることが想定されます。そのような場合にも柔軟に対応できるよう、安定した財務体質の維持を図ってまいります。また、仕入費用以外の運転資金につきましては、不動産管理事業のキャッシュ・フローと自己資金で対応しております。

経営成績に重要な影響を与える要因について

当社グループの事業に重要な影響を与える要因として、法的規制、景気や金利の変動などの経済状況の影響、有利子負債への依存、物件の引渡し時期による業績の偏重、建築工事外注先の経営状態、訴訟の発生など様々な要因が挙げられます。詳細につきましては、「第2 事業の状況 2 事業等のリスク」をご参照ください。

4【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度において、重要な設備投資等はありません。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

提出会社

2021年6月30日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (人)
			建物及び 構築物	土地 (面積㎡)	リース資産	その他	合計	
本社 (東京都品川区)	不動産販売事業	本社機能	5,825	- (-)	80,810	461	87,097	43 (2)
XEBEC糀谷 (東京都大田区)	不動産管理事業	賃貸用不動産	50,411	26,745 (36.35)	-	-	77,156	- (-)

(注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品であります。なお、上記金額には消費税等は含まれておりません。

2. 従業員数の()は、平均臨時雇用者数を外書しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	10,080,000
計	10,080,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2021年6月30日)	提出日現在発行数 (株) (2021年9月30日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	3,432,900	3,432,900	東京証券取引所 市場第二部	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	3,432,900	3,432,900	-	-

(注) 提出日現在発行数には、2021年9月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	2014年6月25日	2015年9月24日
付与対象者の区分及び人数	取締役3名、従業員23名 子会社役員2名、子会社従業員8名	取締役3名、監査役3名 従業員38名、子会社役員1名 子会社従業員8名
新株予約権の数(個)	7(注)1	84(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 2,100(注)1	普通株式 25,200(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	136(注)2	506(注)2
新株予約権の行使期間	自 2016年7月1日 至 2024年3月31日	自 2017年10月1日 至 2026年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 136 資本組入額 68	発行価格 506 資本組入額 253
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という)が権利行使時においても当社、当社の国内子会社及び海外子会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員の地位にあることを条件とする。 その他の条件については、新株予約権割当契約に定めるところによる。	
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3	

当事業年度の末日(2021年6月30日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2021年8月31日)において、これらの事項に変更はありません。

(注)1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は300株とする。なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転(以下総称して「合併等」という。)を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。

2. 当社が行使価額を下回る払込金額で新株の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数} + \text{新規発行・処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額又は処分価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行・処分株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、発行済株式総数から当社が保有する自己株式を控除した数とする。

また、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

さらに、当社が、他社と吸収合併若しくは新設合併を行い、新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

3. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、組織再編行為時に定める契約書又は計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

決議年月日	2017年5月12日
付与対象者の区分及び人数	取締役3名、従業員2名
新株予約権の数(個)	750(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 225,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	628(注)2
新株予約権の行使期間	自 2018年10月1日 至 2027年5月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 628 資本組入額 319
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、当社の2018年6月期の経常利益が500百万円を超過した場合、各新株予約権者に割当てられた本新株予約権を、行使することができる。なお、上記における経常利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書(連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書)における経常利益を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。</p> <p>新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>その他の条件については、新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

当事業年度の末日(2021年6月30日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2021年8月31日)において、上記事項に変更があります。変更内容については、新株予約権の数が従業員の退職により25(個)消滅し、725(個)に減少しております。その為、普通株式は、217,500(株)となっております。

(注)1. 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式300株とする。なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行1株当たり株式数} \times \text{払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記1. に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2. で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記3.(3) に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) その他新株予約権の行使の条件
上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
 - (9) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2016年7月20日 (注)1	200,000	1,040,000	102,120	168,324	102,120	102,120
2016年8月25日 (注)2	66,000	1,106,000	33,699	202,023	33,699	135,819
2016年7月1日～ 2017年6月30日 (注)3	17,500	1,123,500	3,552	205,576	3,552	139,372
2018年2月9日 (注)4	2,259,800	3,383,300	-	205,576	-	-
2017年7月1日～ 2018年6月30日 (注)3	42,700	3,426,000	9,983	215,559	9,983	149,355
2018年7月1日～ 2019年6月30日 (注)3	4,500	3,430,500	1,138	216,698	1,138	150,494
2020年7月1日～ 2021年6月30日 (注)3	2,400	3,432,900	607	217,305	607	151,101

(注)1. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)

発行価格 1,110円

引受価額 1,021.20円

資本組入額 510.60円

払込金総額 204,240千円

2. 有償第三者割当(オーバーアロットメントによる売出に関連した第三者割当増資)

発行価格 1,110円

資本組入額 510.60円

割当先 (株)SBI証券

3. 新株予約権の行使による増加であります。

4. 株式分割(1:3)によるものであります。

(5) 【所有者別状況】

2021年6月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株 式の状況 (株)	
	政府及び地方 公共団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	2	20	21	17	6	1,222	1,288	-
所有株式数 (単元)	-	213	3,348	16,308	334	15	14,101	34,319	1,000
所有株式数の 割合(%)	-	0.62	9.76	47.52	0.97	0.04	41.09	100.00	-

(注) 自己株式448株は、「個人その他」に4単元、「単元未満株式の状況」に48株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2021年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
株式会社Dimension	東京都大田区南千束1丁目8-18	1,235,000	35.98
株式会社シーラホールディングス	東京都渋谷区広尾1丁目1-39	285,000	8.30
白井 貴弘	東京都大田区	181,000	5.27
auカブコム証券株式会社	東京都千代田区大手町1丁目3-2	168,100	4.90
杉本 宏之	東京都港区	72,400	2.11
白井 英美	東京都大田区	60,000	1.75
松永 功司	東京都大田区	54,400	1.58
牧 留緋	愛知県名古屋市熱田区	49,000	1.43
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋1丁目13-1	47,300	1.38
堀内 泰司	東京都中野区	45,000	1.31
計	-	2,197,200	64.00

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2021年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 400	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 3,431,500	34,315	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 1,000	-	-
発行済株式総数	3,432,900	-	-
総株主の議決権	-	34,315	-

【自己株式等】

2021年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
株式会社デュアルトップ	東京都品川区西品川 一丁目1番1号	400	-	400	0.01
計	-	400	-	400	0.01

(注) 当該株式数は上記「発行済株式」の「完全議決権株式(自己株式等)」の欄に含まれております。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7項に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	46	33,350
当期間における取得自己株式	-	-

(注) 当期間における取得自己株式数には、2021年9月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受けるものの募集を行った自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(-)	-	-	-	-
保有自己株式数	448	-	448	-

(注) 当期間における保有自己株式数には、2021年9月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

3【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして位置付けており、将来の企業成長と経営基盤の強化のための内部留保を確保しつつ、株主に継続的に配当を行うことを基本方針としております。

当社の剰余金の配当は、期末配当の年1回を基本方針としており、決定機関は株主総会であります。

なお、当社は、「取締役会の決議により、毎年12月31日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

上記方針に基づき、当事業年度の業績を勘案し、期末配当は1株当たり11.50円(前期比0.50円増)の配当を実施することを決定しました。今後は、確実に配当額を増やしていく体制を敷くとともに、次期事業年度につきましては、期末配当1株当たり12.00円を予定しております。

内部留保資金につきましては、今後の事業展開並びに経営基盤の強化、拡充に役立てることとし、将来における株主の利益確保のために備えてまいります。

なお、基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額	1株当たり配当額
2021年9月29日 定時株主総会	39,473千円	11.50円

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、「一人でも多くのお客様の笑顔を創造し、更なるお客様の発展をお約束する。」という企業理念のもと、企業の継続的な発展と株主価値向上のため、コーポレート・ガバナンスに関する体制の強化と経営理念の推進を経営の最重要課題と考えております。

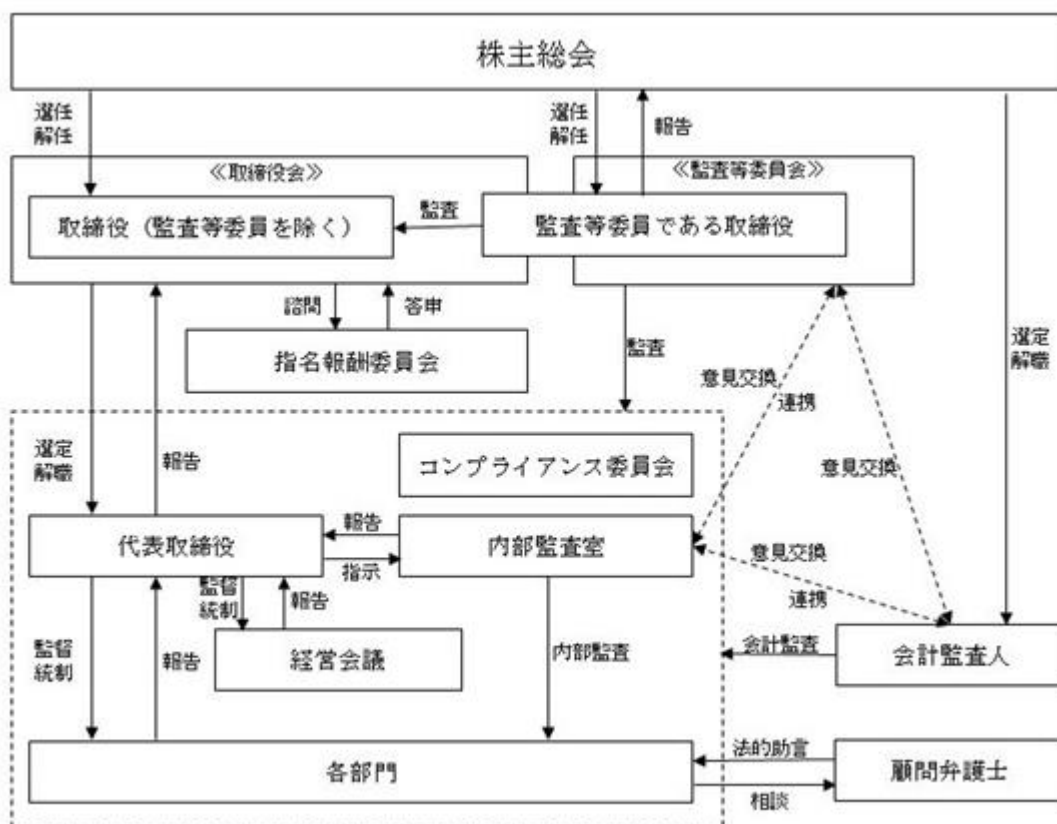
そのため、経営に対する相互牽制機能・監督機能の強化及びディスクロージャーの透明性確保と向上を図っております。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、監査等委員会を設置し、取締役会は、業務執行取締役3名及び監査等委員である取締役4名により構成しております。

現状のコーポレートガバナンス体制を選択している理由は、取締役会として経営全般に対する監督機能を発揮して経営の公正性を確保するとともに、重大なリスクの評価及び対応策の策定、並びに重要な業務執行の決定等を通じて、最善の意思決定を行うことができる体制であると判断しているためであります。

当連結会計年度末における当社の経営組織及びコーポレート・ガバナンス体制の概要は以下のとおりであります。



機関ごとの構成員は次のとおりであります（ は議長、委員長を表しております）。

役職名	氏名	取締役会	監査等委員会	指名報酬委員会	コンプライアンス委員会
代表取締役社長	臼井 貴弘				
取締役	藤村 由美				
取締役	本田 一郎				
取締役 (監査等委員)	松田 秀正				
取締役 (監査等委員)	都甲 孝一				
取締役 (監査等委員)	酒井 康弘				
取締役 (監査等委員)	木呂子 義之				

a . 取締役会

当社の取締役会は、取締役7名（社外取締役4名）で構成されております。当社では、原則として月1回の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営に関する意思決定及び業務執行取締役の職務執行状況の監督・管理を行っております。

b . 監査等委員会

当社の監査等委員会は、監査等委員4名（4名全員が社外取締役）で構成されております。当社では、原則として月1回の定例監査等委員会のほか、必要に応じて、臨時で監査等委員会を開催しております。

監査等委員会では、監査状況の確認及び協議を行うほか、常勤監査等委員が中心となり日常業務の監査を行い、監査等委員4名で役割分担をすることで、リスクマネジメントの監査、経営に対する監視及び監督機能を担っております。また、内部監査室及び会計監査人とも連携し、随時監査についての報告を求めています。

当社は、社外監査等委員の選任については、経歴や当社との関係を踏まえて、社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できていることを個別に判断しております。

c . 指名報酬委員会

当社は、コーポレートガバナンスに関する体制の強化の観点より、2021年5月14日開催の取締役会決議に基づき、従来の指名委員会を撤廃し、指名報酬委員会を設置しました。

当社は、取締役の指名報酬等に関する手続きの公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレートガバナンスの充実を図るため、取締役会の諮問機関として指名報酬委員会を設置しております。指名報酬委員会は、代表取締役1名・独立社外取締役4名の5名で構成され、委員長は指名報酬委員会の決議により、独立社外取締役である委員（監査等委員）の中から選定しております。なお指名報酬委員会は予め定める年間スケジュールによるほか、必要に応じて随時開催することとしております。

d . コンプライアンス委員会

当社は、持続的な成長を確保するため「コンプライアンス管理規程」を制定し、全社的なリスク管理体制の強化を図っております。代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、原則として四半期に1回開催し、リスクの評価、対策等、広範なリスク管理に関し協議を行い、具体的な対応を検討しております。また、必要に応じて弁護士、公認会計士、税理士、社会保険労務士等の外部専門家の助言を受けられる体制を整えており、リスクの未然防止と早期発見に努めております。

e．内部監査室

当社は代表取締役社長直轄の組織として、内部監査室を設置し1名を配置しております。内部監査室では、当社の各部門及び子会社の監査について内部監査規程及び年度計画に基づいて実施し、会社の業務が各種法令、社内規程等に従って、適切かつ有効に執行されているかを監査しております。監査結果については、代表取締役社長、監査等委員会等に報告しております。

f．会計監査人

EY新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、同監査法人の監査を受けております。

企業統治に関するその他の事項

イ．内部統制システムの整備の状況

当社は、会社法第362条第4項第6号に規定する株式会社の業務の適正を確保するための体制の基本方針について、2016年10月12日開催の取締役会において下記のとおり決議しております。

a．当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社及び子会社からなる企業集団（以下、「当社グループ」という。）は、経営理念の具体的な実現のためには、法令の遵守を行うことがその前提であると考えており、様々な機会を通じて、法令等の遵守を役職員個々に周知徹底する。
- (2) 当社グループは、経営理念の具体的な実践を果たすため、各役職員の行動指針となる「行動規範」を制定し、各役職員に当該規範の徹底的な遵守を求める。なお、同規範の第1条で、法令遵守の徹底を求めることを規定し、当社グループの断固とした姿勢を伝えている。
- (3) コンプライアンス管理規程により、当社グループの具体的な取り組みを明らかにしている。
- (4) 当社は、コンプライアンス委員会の開催（四半期毎）により、組織的な法令遵守体制を確立している。
- (5) 当社グループは、役職員個々が自身の法令遵守の徹底もしくは部下の監督を行うとともに、法令違反となる行為及び疑義のある行為に対しては対策を講じることとしている。特に影響が大きいと判断されるときは、当社取締役会は、全社的に問題を解決するための行動をするものとする。
- (6) 当社グループは、内部通報制度を定め、役職員がコンプライアンス違反又は違反の疑いが強い行為を発見した場合、当該制度に基づき対処することにしており、経営の透明化を図ることに努める。
- (7) 当社監査等委員又は監査等委員会は、取締役による法令もしくは定款に違反する行為を発見したとき、又はその虞れがあると認めるときは当社取締役会に報告する等、適切な措置を講じる。
- (8) 当社グループは、反社会的勢力対策規程を定め、反社会的勢力への対応方針を明確にし、反社会的勢力との関係を断絶する業務運営を行う。

b．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会議事録のほか、取締役の職務執行に係る文書を、文書取扱規程に基づき保管し、管理している。

c．子会社の取締役の職務の執行に係る事項の報告に関する体制

当社は、子会社の事業運営の独立性と自立性を尊重しつつ、子会社の取締役の職務執行の適正を確保するため、「子会社管理規程」に基づき、管理項目毎に報告等の手続方法を定め、報告を受けることとする。

d．当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスク管理については、リスクの種類毎の担当部署にて、規程の制定、マニュアルの作成、研修等を行うものとし、組織横断的リスク状況の管理及び全社対応は、当社総務部が行うものとする。
- (2) 経営上の重大なリスクへの対応方針その他リスク管理の観点から重要な事項については、コンプライアンス委員会、並びに当社取締役会において審議する。

e．当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、定期的に取り締役会を開催するとともに、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、監査等委員である取締役及び必要に応じて参加する役職者をメンバーとする経営会議にて重要事項の協議を行う。

- (2) 当社は、取締役会で決定した事項を毎日実施する朝礼で各従業員に速やかに伝達し、また、会社グループ全体の方針等については全体会議にて伝達することでコミュニケーションの適正化を図ることとしている。これにより各従業員が自身の行動を効果的に統制することが可能となっている。
 - (3) 当社取締役会は、全社的な目標として策定する経営計画及び予算等について決議するとともに、その予算達成状況について報告を受ける。
 - (4) 当社取締役は、職務権限規程に定めた職務権限表等に基づき、適切に職務を執行する。
- f．その他当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (1) 当社は、全体会議等で繰り返し経営理念を役員に周知徹底し、各部門及び各役職員の業務運営状況を把握する。
 - (2) 当社グループは、部門内及び部門間で、フォーマルもしくはインフォーマルを問わず、定期的にもしくは必要に応じ会議を開催し、情報の共有化を通じて管理及び連携を強化する。
 - (3) 当社グループは、当社グループの財務報告に係る内部統制体制を整備し、財務報告の適正性・信頼性を確保する。
 - (4) 当社グループは、業務の適正を確保するために、計画的に内部監査を実施する。
- g．監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
当社監査等委員会に求められた場合、当社総務部に監査等委員会の職務を補助する使用人を置くものとする。
- h．前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
- (1) 前号の使用人は当該業務に従事する場合、同監査等委員の指示に従い、その職務を行うものとし、当該業務を遂行するために、他の命令系統の指示は仰がない。
 - (2) 会社として人事考課を行う際に、当該業務の評価を行うのは監査等委員であり、同評価は直接、経営者に伝達されるものとする。
- i．監査等委員会の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 当社は、監査等委員会規程を策定し、監査等委員は監査等委員会を補助するスタッフの人事異動、人事評価、懲戒処分等に対して同意権を有している。
- また、当該規程に従い、監査等委員会スタッフは監査等委員からの指示に基づき、社内の重要会議等に出席し、情報の把握に務め、また、監査等委員の指示に基づき、業務執行部門に対して報告を求めることができるものとする。
- j．取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
- (1) 取締役及び使用人（以下、「取締役等」という。）は、監査等委員からの求めに応じて、取締役会その他監査等委員の出席する会議において、随時その職務の執行状況の報告を行うものとする。
 - (2) 取締役等は、当社に著しい損害を及ぼす事実等、当社に重大な影響を及ぼす事項について、速やかに監査等委員会に報告を行う。
 - (3) 監査等委員は、業務執行に係る重要な書類を適宜閲覧するほか、必要に応じて取締役等に対して説明を求めることができる。
- k．子会社の取締役及び使用人から報告を受けた者が監査等委員会に報告をするための体制
- 監査等委員会は、各子会社から報告を受けた当社取締役及び使用人から報告を求めることができる。また、必要に応じて子会社の取締役及び使用人から直接報告を求めることができる。
- さらに、当社内部監査室は各子会社を監査した結果を監査等委員会に定期的に報告するものとする。
- l．監査等委員会への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社グループでは、公益通報者保護規程を策定し、当社グループの取締役及び使用人等が社内イントラネット上の「従業員専用相談窓口」等を通じて内部通報を行い、その通報が客観的な根拠に基づき誠意あるものであると判断した場合、当該通報を理由として通報者に対する不利益な取扱いは行わず、かつ、当該通報行為に対する報復行為や差別行為から通報者を保護するものとする。
- m．監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員会は、職務の遂行上必要と認める費用について、予め予算を計上できるものとする。また、緊急又は臨時に支出した費用については、事後的に会社に請求できるものとする。

n. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査等委員会は、「監査等委員会規程」に基づいた監査を行うとともに、取締役会その他重要な会議への出席、及び内部監査部門・監査法人等との連携を通じ、監査を実効的に行う。
- (2) 監査等委員は、独自に意思形成を行うため、監査の実施にあたり必要と認めるときは、自らの判断で、弁護士及び公認会計士等その他の外部専門家の活用を検討する。

ロ. リスク管理体制の整備状況について

当社は、取締役会の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制を整備するために、「コンプライアンス管理規程」第9条（行動規範）を制定し、その内容を具体的に反映した「コンプライアンスガイドライン」を当社グループの役員、執行役員及び従業員に配布しております。当該規範の内容が全社を通じて理解され、日々の行動において遵守されているかどうかについて確認するため、監査等委員が内部監査部門と連携して定期的に主要部門及び子会社を対象に監査を行いその結果を取締役に報告いたしました。取締役会は、この報告内容について質疑応答をし、今後とも継続的に「計画・実行・評価・改善」のサイクルに沿って全社の体制の構築と運用を充実させていくことを確認いたしました。

また、基本方針に定めているコンプライアンス委員会を四半期毎に開催し、全社的なコンプライアンスの取組状況及び当社グループの役員、執行役員及び従業員の研修等の状況、監査等委員及び内部監査によって指摘された事項に対する各部門の対処の状況等について報告がされました。

各委員からは担当部署におけるコンプライアンス推進活動の状況と結果について報告がされ、これらの結果は各委員から関係部署に説明をし、今後の業務に活かすように取組みました。

ハ. 取締役の定数

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の定数は7名以内とし、監査等委員である取締役は、4名以内とする旨、定款に定めております。

ニ. 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、及び累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

ホ. 中間配当の決定機関

当社では、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議により中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

ヘ. 自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

ト. 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

チ. 責任限定契約の内容の概要

当社と各監査等委員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としております。

リ. 役員等を被保険者として締結している役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者は取締役（監査等委員である取締役を含む）であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生じ得る損害が填補されることとなります。

なお、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、免責額についての定めを設け、一定額に至らない損害については填補の対象としないこととしております。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性 6名 女性 1名 (役員のうち女性の比率 14.3%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	白井 貴弘	1977年7月23日	1996年5月 ㈱光通信入社 2000年5月 ㈱フレグインターナショナル入社 2002年11月 同社取締役営業部長 2005年11月 ㈱ディー・バイ・エスインターナショナル設立 同社代表取締役社長 2006年8月 当社設立 当社代表取締役社長(現任) 2011年5月 ㈱D-style Plus(現 ㈱Dualtap Property Management)設立 同社代表取締役社長 2012年7月 ㈱Duta Pacific Management(現 ㈱Dualtap International)設立 同社取締役 2014年3月 ㈱Dualtap Property Management 取締役 2015年11月 ㈱デュアルタップ合人社ビルマネジメント 取締役(現任) 2017年10月 ㈱デュアルタップコミュニティ設立 同社代表取締役社長 ㈱Dualtap Property Management 代表取締役社長(現任) ㈱Dualtap International 代表取締役社長(現任) DUALTAP BUILDING MANAGEMENT SDN.BHD. Director(現任) 2018年7月 ㈱建物管理サービス 代表取締役社長 2020年7月 ㈱デュアルタップコミュニティ 代表取締役会長(現任) ㈱建物管理サービス 代表取締役会長(現任) 2020年9月 ㈱デュアルタップグロウス設立 同社代表取締役会長(現任)	(注)3	181,000
取締役 開発事業部長	藤村 由美	1961年1月13日	1985年2月 ㈱アイリス館入社 1991年6月 井原住販入社 1996年11月 ㈱フレグインターナショナル入社 2008年7月 当社入社 2016年9月 当社取締役開発部長 2017年7月 当社取締役開発事業部長 2018年12月 当社取締役開発事業部長兼営業部長 2020年1月 当社取締役開発事業部長(現任)	(注)3	20,700
取締役 財務経理部長 兼業務管理部長	本田 一郎	1966年5月13日	1990年4月 野村ファイナンス(株)入社 1999年7月 リーマン・ブラザーズ証券入社 2008年6月 価値開発(株) (現 ポラリス・ホールディングス(株))入社 2014年6月 ㈱ツツイ入社 2015年11月 ㈱貸貸管理ネットワーク入社 2016年12月 当社入社 2017年4月 当社執行役員財務経理部長 2018年9月 当社取締役財務経理部長 2018年10月 当社取締役財務経理部長兼業務部長 2018年12月 当社取締役財務経理部長兼業務管理部長(現任)	(注)3	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 (監査等委員)	都甲 孝一	1955年9月27日	1978年11月 新和監査法人 (現 有限責任あずさ監査法人)入所 2005年5月 同監査法人代表社員 (現 パートナー)就任 2014年9月 当社常勤社外監査役 2016年9月 当社社外取締役[常勤監査等委員] 2020年9月 当社社外取締役[監査等委員](現任)	(注)4	-
取締役 (監査等委員)	松田 秀正	1948年11月12日	1973年3月 山一証券投資信託販売㈱ (現 三菱モルガンスタンレー証券㈱)入社 1997年6月 太平洋証券㈱ (現 三菱モルガンスタンレー証券㈱)取締役 2000年4月 つばさ証券㈱ (現 三菱モルガンスタンレー証券㈱)執行役員 2003年9月 エース証券㈱東京事業法人部長 2004年1月 ㈱エスグラントコーポレーション 常勤監査役 2008年8月 ㈱メールdeギフト監査役 2012年6月 ユナイテッドワールド証券㈱ (現エイト証券㈱)監査役 2014年5月 当社社外監査役 2016年9月 当社社外取締役[監査等委員] 2020年9月 当社社外取締役[常勤監査等委員] 2021年9月 当社社外取締役[監査等委員](現任)	(注)4	-
取締役 (監査等委員)	酒井 康弘	1961年8月20日	1985年4月 野村證券㈱入社 2000年12月 第一通信㈱入社 2001年1月 同社取締役 2001年8月 同社常務取締役 2002年1月 ㈱リロ・ホールディング (現 ㈱リログループ)執行役員 ㈱イー・テレサ・ビス取締役 2005年5月 ㈱メディア工房入社 2006年11月 同社取締役 2008年1月 イーグルホールディングス㈱入社 2009年6月 同社取締役 2011年1月 S T 合同会社設立 代表社員 2012年3月 ㈱メディア工房 顧問 2012年11月 同社取締役(現任) 2015年2月 当社社外監査役 2016年9月 当社社外取締役[監査等委員](現任)	(注)4	-
取締役 (監査等委員)	木呂子 義之	1966年6月13日	1990年4月 ㈱太陽神戸三井銀行 (現 ㈱三井住友銀行)入行 2004年10月 弁護士登録 第二東京弁護士会(現職) 2012年11月 ㈱SHIFT 監査役 2015年9月 当社社外取締役 2016年9月 当社社外取締役[監査等委員](現任) 2018年5月 Personal Capital㈱取締役(現任) 2019年3月 ㈱フィスコ取締役(現任)	(注)4	2,000
計					203,700

- (注)1. 都甲孝一、松田秀正、酒井康弘及び木呂子義之は社外取締役であります。
2. 当社の監査等委員会の体制は次のとおりであります。
委員長 都甲孝一、副委員長 松田秀正、委員 酒井康弘、委員 木呂子義之
3. 2021年9月29日開催の定時株主総会終結の時から、2022年6月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4. 2020年9月29日開催の定時株主総会終結の時から、2022年6月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

社外役員の状況

当社は、社外取締役を4名選任しており、いずれも監査等委員であります。社外取締役は、リスクマネジメントの監査、経営に対する監視及び監督機能を担っており、また、豊富な経験と高度な専門知識、幅広い見識を有しており、広い視野に基づいた経営意思決定と社外からの経営監視機能を担っております。

なお、社外取締役と当社の間には、当社株式及び新株予約権の保有並びに通常の取引条件による賃貸管理受託業務を除き、人的関係、資本的關係又は取引関係その他の利害関係はありません。

当社は、社外取締役の独立性に関する基準や方針についての特段の定めはありませんが、その選任につきましては、経歴や当社との関係を踏まえて、社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できていることを個別に判断しております。

社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は全員監査等委員であり、監査等委員会を原則として毎月1回開催し、状況により業務執行取締役の執行状況の説明を求めるとともに、取締役会において監査等委員会での検討事項、決定事項の報告を行っております。また、会計監査人と監査等委員の連携につきましては、監査計画の策定や監査現場への立会いの他、四半期ごとの監査実施状況の報告を求めると、適時、連携し、情報・意見交換を行っております。

また、各部門に対して、各種規程の順守状況、業務執行の適法性や効率性を監査するため、内部監査室1名を配置しております。社長承認を得た年間計画に基づき、子会社を含む各部門に対し監査を実施しており、監査結果は被監査部門に講評した後に、社長に報告しております。改善事項がある場合には、被監査部門に業務改善回答書を提出させ、これらの部門の業務改善計画と実行状況をフォローアップしております。

(3) 【監査の状況】

監査等委員会監査の状況

当社の監査等委員会は、監査等委員4名（4名全員が社外取締役で1名が常勤監査等委員）で構成されております。当社では、原則として月1回の定例監査等委員会のほか、必要に応じて、臨時で監査等委員会を開催しております。

監査等委員会では、監査状況の確認及び協議を行うほか、常勤監査等委員が中心となり日常業務の監査を行い、監査等委員4名で役割分担をすることで、リスクマネジメントの監査、経営に対する監視及び監督機能を担っております。また、内部監査室及び会計監査人とも連携し、随時監査についての報告を求めています。

当社は、社外監査等委員の選任については、経歴や当社との関係を踏まえて、社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できていることを個別に判断しております。

なお、監査等委員都甲孝一は、公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

当事業年度において監査等委員会は15回開催され、各監査等委員の出席状況が以下のとおりであります

役 職	氏 名	開 催 回 数	出 席 回 数
常勤監査等委員（社外）	松 田 秀 正	15回	15回
非常勤監査等委員（社外）	都 甲 孝 一	15回	15回
非常勤監査等委員（社外）	酒 井 康 弘	15回	15回
非常勤監査等委員（社外）	木 呂 子 義 之	15回	15回

(監査等委員会における主な検討事項)

当事業年度において、監査等委員会における主な検討事項は以下のとおりであります。

- ・法令等（規程等）順守状況の監査
- ・コンプライアンス体制、リスク管理体制の監査
- ・連結子会社（海外子会社を含めて）の管理状況の監査
- ・財務報告に関する内部統制(J-SOX)の実施状況の監査
- ・指名及び報酬に関する意見陳述権の対応

(常勤監査等委員による監査活動)

常勤監査等委員は、内部監査室と連携して監査を実施することで監査の効率化、監査レベルの向上を図っております。内部監査の結果は常勤監査等委員にも随時報告され、常勤監査等委員が内部監査の方法、結果等について確認し、定例の監査等委員会にて報告しております。また、重要な稟議書、契約書等についても随時内容等を確認し、監査実施状況を定例の監査等委員会にて報告しております。

四半期ごとに2回程度行う会計監査人との会合には、常勤監査等委員が出席し(期末時の監査報告時には全員が出席)、監査の実施方法と内容等について意見交換を行って、相互間の連携を強化しております。

なお、提出日現在においては、常勤監査等委員は選任しておりません。2022年6月期の監査等委員会の組織体制としては、常勤者を置かず非常勤者2名を監査等委員会の長と副に選任し、両者の監査活動により、従来の常勤監査等委員体制と同水準の監査レベルを維持する方針であります。

内部監査の状況

当社は代表取締役社長直轄の組織として、内部監査室を設置し1名を配置しております。内部監査室では、当社の各部門及び子会社の監査について内部監査規程及び年度計画に基づいて実施し、会社の業務が各種法令、社内規程等に従って、適切かつ有効に執行されているかを監査しております。監査結果については、代表取締役社長、監査等委員会等に報告しております。

また、必要に応じて会計監査を担当する監査法人と連携を図っております。

会計監査の状況

a . 監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

b . 継続監査期間

9年間

c . 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員・業務執行社員 板谷 秀穂

指定有限責任社員・業務執行社員 佐藤 秀明

d . 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士5名、その他17名であります。

e . 監査法人の選定方針と理由

当社監査等委員会は、監査法人の選定方針として、「会計監査人の解任又は不再任の決定の方針」との整合性、会計監査人監査の相当性、を検討しております。

選定方針の理由は、監査法人を適時かつ適切に選定するためであり、再任することが適切でない場合には、速やかに対応するためであります。なお、「会計監査人の解任又は不再任の決定の方針」は下記のとおりです。

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、解任が相当と認められる場合には、監査等委員全員の同意により監査等委員会が会計監査人を解任いたします。

この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、当該解任後最初に招集される株主総会において会計監査人を解任した旨とその理由を報告いたします。

また、会計監査人に適正な監査の遂行に支障をきたす事由が生じたと認められる場合には、監査等委員会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

f . 監査等委員会による監査法人の評価

当社監査等委員会は、監査法人の相当性判断の根拠として、監査法人の適格性、監査の方法及び監査の結果について評価いたしました。

評価の結果、監査法人より適切な説明を受け、監査法人との連携は良好であり、監査法人を再任することは適切な判断と認めました。

g . 監査法人の異動

該当事項はありません。

監査報酬の内容

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	19,200	-	22,000	-
連結子会社	-	-	-	-
計	19,200	-	22,000	-

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬(a.を除く)
該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容
該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針
監査業務の内容等を勘案した上で、監査等委員会の同意を得て取締役が決定しております。

e. 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由
監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、2021年5月14日開催の取締役会において、取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という。)の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名委員会へ諮問し、答申を受けております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能することを目的とした報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準をすることを基本方針とする。

2. 取締役の報酬

当社の取締役の報酬は、金銭による月例の固定報酬および年次の賞与とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社業績、従業員給与の水準も考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

3. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

当社の個人別の報酬額については取締役会決議にもとづき代表取締役社長がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の担当事業の業績を踏まえた評価配分とする。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、任意の指名報酬委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任をうけた代表取締役社長は、当該答申の内容を踏まえて決定するものとする。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額(千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる役員の員数(名)
		基本報酬	賞与	左記のうち、非金銭報酬等	
取締役 (監査等委員及び社外取締役を除く)	67,200	67,200	-	-	3
取締役(監査等委員) (社外取締役を除く)	-	-	-	-	-
社外役員	19,200	19,200	-	-	4

(注) 1. 取締役(監査等委員を除く)の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2016年9月29日開催の第10回定時株主総会において、年額250百万円以内と決議いただいております。
3. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2016年9月29日開催の第10回定時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております

役員ごとの連結報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。
また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2020年7月1日から2021年6月30日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2020年7月1日から2021年6月30日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更に的確に対応できる体制を整備するため、監査法人等主催の各種セミナーに参加しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2020年6月30日)	当連結会計年度 (2021年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,597,511	523,740
営業未収入金	39,650	117,809
販売用不動産	2 641,965	2 2,764,364
仕掛販売用不動産	2 1,093,554	2 3,089,673
前渡金	275,083	104,335
未収入金	16,281	14,626
その他	66,198	259,599
貸倒引当金	3,370	6,128
流動資産合計	3,726,874	6,868,022
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	83,471	89,647
減価償却累計額	12,096	14,683
建物及び構築物(純額)	2 71,375	2 74,964
土地	2 33,989	2 33,989
リース資産	154,250	157,939
減価償却累計額	41,890	59,218
リース資産(純額)	112,359	98,720
その他	29,614	30,208
減価償却累計額	17,373	21,493
その他(純額)	12,241	8,715
有形固定資産合計	229,965	216,388
無形固定資産		
のれん	103,884	90,899
その他	7,430	6,123
無形固定資産合計	111,315	97,022
投資その他の資産		
差入保証金	63,604	124,125
投資有価証券	1 5,400	1 32,823
繰延税金資産	16,231	1,581
その他	48,697	47,374
投資その他の資産合計	133,934	205,906
固定資産合計	475,215	519,317
資産合計	4,202,090	7,387,339

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2020年6月30日)	当連結会計年度 (2021年6月30日)
負債の部		
流動負債		
営業未払金	29,639	52,720
短期借入金	19,668	2 56,086
1年内償還予定の社債	56,000	20,000
1年内返済予定の長期借入金	2 523,090	2 2,770,963
リース債務	23,919	25,204
未払金	86,134	64,224
未払法人税等	63,862	9,599
前受金	54,311	49,132
その他	206,899	107,124
流動負債合計	1,063,524	3,155,056
固定負債		
社債	70,000	50,000
長期借入金	2 824,234	2 1,985,358
受入保証金	99,628	98,178
リース債務	61,895	40,428
資産除去債務	23,003	23,066
その他	409	409
固定負債合計	1,079,171	2,197,441
負債合計	2,142,696	5,352,498
純資産の部		
株主資本		
資本金	216,698	217,305
資本剰余金	150,494	151,101
利益剰余金	1,688,440	1,662,640
自己株式	279	312
株主資本合計	2,055,353	2,030,735
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	-	1,108
為替換算調整勘定	1,960	3,002
その他の包括利益累計額合計	1,960	1,894
新株予約権	6,000	6,000
純資産合計	2,059,393	2,034,840
負債純資産合計	4,202,090	7,387,339

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)	当連結会計年度 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)
売上高	7,254,108	6,147,971
売上原価	5,824,346	5,040,653
売上総利益	1,429,761	1,107,317
販売費及び一般管理費	1,003,508	934,246
営業利益	426,252	173,070
営業外収益		
受取利息及び配当金	44	385
業務受託手数料	9,369	1,236
助成金収入	10,536	18,260
その他	1,018	3,296
営業外収益合計	20,968	23,179
営業外費用		
支払利息	34,375	72,146
支払手数料	35,299	56,190
支払補償費	7,357	-
その他	4,138	7,737
営業外費用合計	81,171	136,074
経常利益	366,050	60,175
特別利益		
固定資産売却益	2,669	-
特別利益合計	669	-
特別損失		
子会社株式評価損	-	627
特別損失合計	-	627
税金等調整前当期純利益	366,719	59,548
法人税、住民税及び事業税	114,439	33,455
法人税等調整額	1,681	14,161
法人税等合計	116,120	47,617
当期純利益	250,598	11,931
親会社株主に帰属する当期純利益	250,598	11,931

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)	当連結会計年度 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)
当期純利益	250,598	11,931
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	-	1,108
為替換算調整勘定	754	1,042
その他の包括利益合計	754	66
包括利益	251,352	11,997
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	251,352	11,997

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2019年7月1日 至 2020年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本					その他の包括利益 累計額			新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合計	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	216,698	150,494	1,473,857	279	1,840,771	2,714	2,714	6,000	1,844,056	
当期変動額										
新株の発行					-				-	
剰余金の配当			36,016		36,016				36,016	
親会社株主に 帰属する当期 純利益			250,598		250,598				250,598	
自己株式の 取得					-				-	
株主資本以外 の項目の当期 変動額 （純額）						754	754	-	754	
当期変動額合計	-	-	214,582	-	214,582	754	754	-	215,336	
当期末残高	216,698	150,494	1,688,440	279	2,055,353	1,960	1,960	6,000	2,059,393	

当連結会計年度（自 2020年7月1日 至 2021年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本					その他の包括利益 累計額			新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	216,698	150,494	1,688,440	279	2,055,353	-	1,960	1,960	6,000	2,059,393
当期変動額										
新株の発行	607	607			1,214					1,214
剰余金の配当			37,731		37,731					37,731
親会社株主に 帰属する当期 純利益			11,931		11,931					11,931
自己株式の 取得				33	33					33
株主資本以外 の項目の当期 変動額 （純額）						1,108	1,042	66	-	66
当期変動額合計	607	607	25,799	33	24,618	1,108	1,042	66	-	24,552
当期末残高	217,305	151,101	1,662,640	312	2,030,735	1,108	3,002	1,894	6,000	2,034,840

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)	当連結会計年度 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	366,719	59,548
減価償却費	37,054	30,163
のれん償却額	12,985	12,985
貸倒引当金の増減額(は減少)	1,059	2,677
受取利息及び受取配当金	44	385
支払利息	34,375	72,146
支払手数料	35,299	56,190
子会社株式評価損	-	627
有形固定資産売却損益(は益)	669	-
たな卸資産の増減額(は増加)	1,853,170	4,121,888
営業未払金の増減額(は減少)	284,524	22,996
前渡金の増減額(は増加)	165,083	170,748
未払金の増減額(は減少)	92,588	22,012
前受金の増減額(は減少)	20,295	5,178
受入保証金の増減額(は減少)	16,489	1,450
その他	74,545	343,778
小計	1,835,513	4,066,610
利息及び配当金の受取額	44	385
利息の支払額	35,099	71,216
法人税等の支払額	169,106	111,750
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,631,352	4,249,192
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の増減額(は増加)	6,600	55,800
有形固定資産の取得による支出	5,706	6,713
有形固定資産の売却による収入	1,727	-
無形固定資産の取得による支出	-	1,470
投資有価証券の取得による支出	-	10,000
子会社株式の取得による支出	-	16,454
差入保証金の差入による支出	24,177	63,960
差入保証金の回収による収入	232	-
その他	10,253	657
投資活動によるキャッシュ・フロー	44,776	42,140
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	1,258,832	36,418
長期借入れによる収入	2,259,300	5,645,329
長期借入金の返済による支出	2,100,900	2,292,522
社債の発行による収入	98,133	-
社債の償還による支出	42,000	56,000
株式の発行による収入	-	1,214
自己株式の取得による支出	-	33
配当金の支払額	35,929	37,547
リース債務の返済による支出	25,136	23,869
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,105,364	3,272,989
現金及び現金同等物に係る換算差額	61	372
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	481,149	1,017,970
現金及び現金同等物の期首残高	1,060,562	1,541,711
現金及び現金同等物の期末残高	1,541,711	523,740

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 6社

連結子会社の名称

(株)Dualtap Property Management

(株)Dualtap International

DUALTAP BUILDING MANAGEMENT SDN. BHD.

(株)デュアルタップコミュニティ

(株)建物管理サービス

(株)デュアルタップグロウス

(連結の範囲の変更)

(株)デュアルタップグロウスについては、当連結会計年度において新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社

DUALTAP MALAYSIA SDN. BHD.

DUALTAP SINGAPORE PTE. LTD.

(株)デュアルタップ合人社ビルマネジメント

ATS DUALTAP SDN.BHD.

KI I VA MALAYSIA SDN.BHD.

DUALTAP PROPERTY MANAGEMENT SDN.BHD.

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社の総資産額、売上高、当期純損益及び利益剰余金等のそれぞれの合計額は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社数等及びこれらのうち主要な会社等の名称

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社の名称等

DUALTAP MALAYSIA SDN. BHD.

DUALTAP SINGAPORE PTE. LTD.

(株)デュアルタップ合人社ビルマネジメント

ATS DUALTAP SDN.BHD.

KI I VA MALAYSIA SDN.BHD.

DUALTAP PROPERTY MANAGEMENT SDN.BHD.

(持分法を適用しない理由)

持分法を適用していない非連結子会社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ) 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(ロ) その他有価証券

時価のあるもの

決算末日の市場価格等による時価法(評価差額は全部純資産直入法により算定し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

□ たな卸資産

販売用不動産及び仕掛販売用不動産

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、建物（建物附属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備並びに構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 15～47年

□ 無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

ハ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零又は残価保証額とする定額法を採用しております。

(3) のれんの償却方法及び償却期間

のれんは合理的な償却期間を設定し、定額法により償却しています。

(4) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金及び随時引き出し可能な現金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクシカ負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

なお、当連結会計年度に発生した控除対象外消費税等の内、固定資産に係る控除対象外消費税等については、連結貸借対照表上、投資その他の資産の「その他」に計上し、法人税法の規定に基づき均等償却を行っております。

また、固定資産以外に係る控除対象外消費税等については、発生年度の期間費用としております。

(重要な会計上の見積り)

不動産販売事業に関する販売用不動産及び仕掛販売用不動産の評価

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

販売用不動産	2,764,364千円
仕掛販売用不動産	3,089,673千円
たな卸資産の簿価切下げ額	- 千円

(2) 連結財務諸表の利用者の理解に資するその他の情報

算出方法その他連結財務諸表の作成のための重要な事項

個別たな卸資産ごと、販売見込額から販売直接費を控除した金額を正味売却価格として簿価と比較し、正味売却価額の方が小さい場合に、簿価を正味売却価額まで切り下げております。

主要な仮定

販売見込額は、主に周辺相場賃料もしくは現行賃料を周辺販売相場利回りで割戻す方法によっております。

翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

主要な仮定は、全て周辺相場による数値となっているため、相場が変動することにより、正味売却価額も変動することになります。これによって、見積りと将来の結果が異なる可能性があります。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年6月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であり、

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス(国際財務報告基準(IFRS)においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」)を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本

基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

(2) 適用予定日

2022年6月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で未定であります。

(表示方法の変更)

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度の年度末に係る連結財務諸表から適用し、連結財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度に係る内容について記載しておりません。

(連結損益計算書)

前連結会計年度まで区分掲記しておりました「営業外収益」の「受取手数料」は、営業外収益の総額の100分の10以下となったため、当連結会計年度より「営業外収益」の「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるために、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書に表示していた「営業外収益」の「受取手数料」469千円、「その他」548千円は、「その他」1,018千円として組替えております。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染症の拡大に関して、合理的な予測は困難なものの、経済に及ぼす影響が現状のまま2022年6月期まで継続すると仮定し、業績および現状入手可能な情報をもとに、会計上の見積りを行っております。この結果、当連結会計年度において、たな卸資産評価損、固定資産およびのれんの減損損失の計上はなく、各種引当金への影響はありませんでした。一方で、当連結会計年度末に予定していた販売ができなくなる事案が複数発生したことにより、2022年6月期に販売が持ち越しとなった為、課税所得が減少したことを主因とした繰延税金資産の減少が発生しました。

今後の感染拡大や収束時期は不確実性が高く経済環境への影響に変化が生じた場合には、翌連結会計年度以降の財政状態および経営成績に影響を与える可能性があります。

(連結貸借対照表関係)

1 非連結子会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年6月30日)	当連結会計年度 (2021年6月30日)
投資有価証券	5,400千円	21,227千円
計	5,400	21,227

2 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年6月30日)	当連結会計年度 (2021年6月30日)
販売用不動産	581,860千円	2,764,364千円
仕掛販売用不動産	1,093,554	2,789,673
建物及び構築物	59,008	57,477
土地	32,905	32,905
計	1,767,329	5,644,422

担保付債務は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年6月30日)	当連結会計年度 (2021年6月30日)
短期借入金	- 千円	38,750千円
1年内返済予定の長期借入金	468,960	2,725,254
長期借入金	824,324	1,614,885
計	1,293,194	4,378,889

(連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)	当連結会計年度 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)
給与手当	268,850千円	244,518千円
販売手数料	127,716	55,918
賃借料	103,893	107,076
貸倒引当金繰入額	169	702

2 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)	当連結会計年度 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)
その他(車両運搬具)	669千円	- 千円
計	669	-

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)	当連結会計年度 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	- 千円	1,596千円
組替調整額	-	-
税効果調整前	-	1,596
税効果額	-	488
その他有価証券評価差額金	-	1,108
為替換算調整勘定		
当期発生額	754	1,042
組替調整額	-	-
税効果調整前	754	1,042
税効果額	-	-
為替換算調整勘定	754	1,042
その他の包括利益合計	754	66

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)

1. 発行済株式及び自己株式に関する事項

	当連結会計年度期首株式数(株)	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	3,430,500	-	-	3,430,500
合計	3,430,500	-	-	3,430,500
自己株式				
普通株式	402	-	-	402
合計	402	-	-	402

2. 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社(親会社)	ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	6,000
合計			-	-	-	-	6,000

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議年月日	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2019年9月26日 定時株主総会	普通株式	36,016千円	10.50円	2019年6月30日	2019年9月27日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議年月日	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2020年9月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	37,731千円	11.00円	2020年6月30日	2020年9月30日

当連結会計年度（自 2020年7月1日 至 2021年6月30日）

1. 発行済株式及び自己株式に関する事項

	当連結会計年度期首株式数（株）	当連結会計年度増加株式数（株）	当連結会計年度減少株式数（株）	当連結会計年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式（注）1	3,430,500	2,400	-	3,432,900
合計	3,430,500	2,400	-	3,432,900
自己株式				
普通株式（注）2	402	46	-	448
合計	402	46	-	448

（注）1. 普通株式の発行済株総数の増加2,400株は、新株予約権の権利行使による新株の発行による増加2,400株であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の増加46株は、単元未満株式の買取りによる増加46株であります。

2. 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計年度末残高（千円）
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社（親会社）	ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	6,000
合計			-	-	-	-	6,000

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議年月日	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2020年9月29日 定時株主総会	普通株式	37,731千円	11.00円	2020年6月30日	2020年9月30日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議年月日	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2021年9月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	39,473千円	11.50円	2021年6月30日	2021年9月30日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)	当連結会計年度 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)
現金及び預金	1,597,511千円	523,740千円
預入期間が3か月を超える定期預金	55,800	-
現金及び現金同等物	1,541,711	523,740

(リース取引関係)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

主として、本社の設備(建物附属設備)であります。

リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4.(2)重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

主として、本社の什器、備品(工具、器具及び備品)であります。

リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4.(2)重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位:千円)

	前連結会計年度 (2020年6月30日)	当連結会計年度 (2021年6月30日)
1年内	67,411	116,353
1年超	-	193,922
合計	67,411	310,275

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に不動産販売事業において商品となる不動産の仕入に必要な資金を銀行借入や社債の発行により調達しております。資金運用については、安全性の高い金融資産（預金等）で運用しております。

(2) 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

投資有価証券は、投資信託であり、市場価格の変動に晒されております。

借入金及び社債は、主に不動産販売事業において商品となる不動産の仕入に係る資金調達であり、ほとんどが変動金利であるため、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券の市場価格の変動リスクに関しては、四半期ごとに時価を把握し、変動状況をモニタリングしております。

借入金及び社債の金利等の変動リスクに関しては、各金融機関ごとの借入金利及び社債利払いの一覧表を定期的に作成し、借入金利及び社債利払いの変動状況をモニタリングしております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できないリスク）の管理

資金調達に係る流動性リスクについては、資金繰表等により流動性を確保すべく対応しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2.参照）。

前連結会計年度(2020年6月30日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	1,597,511	1,597,511	-
資産計	1,597,511	1,597,511	-
(1) 短期借入金	19,668	19,668	-
(2) 長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	1,347,324	1,320,273	27,050
(3) 社債 (1年内償還予定の社債を含む)	126,000	125,898	101
負債計	1,492,992	1,465,840	27,151

当連結会計年度(2021年6月30日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	523,740	523,740	-
(2) 投資有価証券 其他有価証券	11,596	11,596	-
資産計	535,337	535,337	-
(1) 短期借入金	56,086	56,086	-
(2) 長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	4,756,322	4,723,602	32,719
(3) 社債 (1年内償還予定の社債を含む)	70,000	69,882	117
負債計	4,882,408	4,849,570	32,837

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資 産

- (1) 現金及び預金
短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (2) 投資有価証券
時価は取引金融機関から提示された価格によっております。

負 債

- (1) 短期借入金
短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (2) 長期借入金
元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。
- (3) 社債
市場価格のあるものは市場価格に基づき、市場価格のないものは、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位:千円)

区分	前連結会計年度 (2020年6月30日)	当連結会計年度 (2021年6月30日)
非上場株式	5,400	21,227

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度(2020年6月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,596,954	-	-	-
合計	1,596,954	-	-	-

当連結会計年度(2021年6月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	521,500	-	-	-
合計	521,500	-	-	-

4. 社債及び借入金の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(2020年6月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	19,668	-	-	-	-	-
社債	56,000	20,000	20,000	20,000	10,000	-
長期借入金	523,090	484,884	190,884	10,884	117,512	20,070
合計	598,758	504,884	210,884	30,884	127,512	20,070

当連結会計年度(2021年6月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	56,086	-	-	-	-	-
社債	20,000	20,000	20,000	10,000	-	-
長期借入金	2,770,963	1,543,039	11,140	106,423	54,196	270,560
合計	2,847,049	1,563,039	31,140	116,423	54,196	270,560

(有価証券関係)
 その他有価証券
 前連結会計年度(2020年6月30日)
 該当事項はありません。

当連結会計年度(2021年6月30日)

	種類	連結貸借対照表計上額(千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	11,596	10,000	1,596
	小計	11,596	10,000	1,596
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		11,596	10,000	1,596

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名
該当事項はありません。
2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額
該当事項はありません。

3. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	2014年ストック・オプション	2015年ストック・オプション	2017年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社従業員23名 当社子会社役員 2名 当社子会社従業員 8名	当社取締役 3名 当社監査役 3名 当社従業員38名 当社子会社役員 1名 当社子会社従業員 8名	当社取締役 3名 当社従業員 2名
株式の種類及び付与数(注)	普通株式 87,000株	普通株式 113,100株	普通株式 237,000株
付与日	2014年 6月30日	2015年 9月30日	2017年 5月29日
権利確定条件	<p>本新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という)が権利行使時においても当社、当社の国内子会社及び海外子会社の取締役、執行役員又は従業員の地位にあることを条件とする。</p> <p>新株予約権者の相続人は、本新株予約権を行使することができない。</p> <p>その他の条件については、新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>	<p>本新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という)が権利行使時においても当社、当社の国内子会社及び海外子会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員の地位にあることを条件とする。</p> <p>新株予約権者の相続人は、本新株予約権を行使することができない。</p> <p>その他の条件については、新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>	<p>新株予約権者は、当社の2018年6月期の経常利益が500百万円を超過した場合、各新株予約権者に割当てられた本新株予約権を、行使することができる。なお、上記における経常利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書(連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書)における経常利益を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。</p> <p>新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>各本新株予約権 1個未満の行使を行うことはできない。</p>
対象勤務期間	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2016年 7月 1日 至 2024年 3月31日	自 2017年10月 1日 至 2026年 3月31日	自 2018年10月 1日 至 2027年 5月28日

(注) 1. 2015年2月12日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っているため、分割後の株式数に換算して記載しております。

2. 2018年2月9日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っているため、分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況
ストック・オプションの数

	2014年ストック・オプション	2015年ストック・オプション	2017年ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	-	-	-
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	-
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	2,100	29,400	225,000
権利確定	-	-	-
権利行使	-	2,400	-
失効	-	1,800	-
未行使残	2,100	25,200	225,000

- (注) 1. 2015年2月12日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っているため、分割後の株式数に換算して記載しております。
2. 2018年2月9日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っているため、分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

	2014年ストック・オプション	2015年ストック・オプション	2017年ストック・オプション
権利行使価格 (円)	136	506	628
行使時平均株価 (円)	-	547	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-	26.67

- (注) 1. 2015年2月12日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っているため、分割後の株式数に換算して記載しております。
2. 2018年2月9日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っているため、分割後の株式数に換算して記載しております。

4. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

2014年ストック・オプション及び2015年ストック・オプションについては、付与日において当社は未公開企業であるため、付与日における公正な評価単価は、ストック・オプションの単位当たりの本源的価値によっております。また、単位当たりの本源的価値を算定するための基礎となる当社株式の評価方法は類似比準価額方式によっております。なお、算定の結果、付与時点における単位当たりの本源的価値はゼロであるため、公正な評価単価は記載しておりません。

5. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

6. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当連結会計年度末における本源的価値の合計額	2,387千円
当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額	
該当事項はありません。	

(追加情報)

(従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い等の適用)

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」(実務対応報告第36号 2018年1月12日。以下「実務対応報告第36号」という。)の適用日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引については、実務対応報告第36号第10項(3)に基づいて、従来採用していた会計処理を継続しております。

1. 権利確定条件付き有償新株予約権の概要

前述の「3. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

2. 採用している会計処理の概要

新株予約権を発行したときは、その発行に伴う払込金額を、純資産の部に新株予約権として計上しております。新株予約権が行使され、新株を発行するときは、当該新株予約権の発行に伴う払込金額と新株予約権の行使に伴う払込金額を、資本金及び資本準備金に振り替えます。

なお、新株予約権が失効したときは、当該失効に対応する額を失効が確定した会計期間の利益として処理しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2020年6月30日)	当連結会計年度 (2021年6月30日)
繰延税金資産		
未払事業税	3,523千円	788千円
貸倒引当金	598	964
関係会社株式	1,245	1,437
支払補償費	7,441	-
資産除去債務	7,040	7,059
税務上の繰越欠損金(注)2	24,906	33,840
その他	3,575	1,942
繰延税金資産小計	48,331	46,032
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)2	24,906	33,840
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	1,245	4,259
評価性引当額小計(注)1	26,152	38,100
繰延税金資産合計	22,178	7,931
繰延税金負債		
未収還付法人税等	-	381
資産除去債務	5,946	5,480
その他有価証券評価差額金	-	488
繰延税金負債合計	5,946	6,349
繰延税金資産(負債)の純額	16,231	1,581

(注)1. 評価性引当額の変動の主な内容は、連結子会社における税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額の増加であります。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額
前連結会計年度(2020年6月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越 欠損金()	-	-	6,699	4,919	-	13,287	24,906
評価性引当額	-	-	6,699	4,919	-	13,287	24,906
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

() 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当連結会計年度(2021年6月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越 欠損金()	-	6,269	4,919	-	3,545	19,107	33,840
評価性引当額	-	6,269	4,919	-	3,545	19,107	33,840
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

() 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因
となった主要な項目別の内訳

前連結会計年度(2020年6月30日)

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

当連結会計年度(2021年6月30日)

法定実効税率	30.6%
(調整)	
交際費等永久に算入されない項目	20.3
評価性引当額の増減	20.1
のれん償却額	6.7
住民税均等割	1.1
その他	1.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>80.0</u>

(資産除去債務関係)

重要性がないため記載を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

当社は東京都において、賃貸用マンションを有しております。前連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は4,343千円であります。当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は4,437千円であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は、次のとおりであります。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)	当連結会計年度 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)
連結貸借対照表計上額		
期首残高	93,446	91,914
期中増減額	1,531	1,531
期末残高	91,914	90,383
期末時価	136,648	145,698

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
2. 期中増減額は、前連結会計年度、当連結会計年度ともに減価償却費によるものであります。
3. 期末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づく鑑定評価額により算定しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、「不動産販売事業」、「不動産管理事業」、「海外不動産事業」及び「営業支援事業」を行っており、この4つを報告セグメントとしております。なお、当連結会計年度において、株式会社デュアルトップグロウスを新規設立により連結の範囲に含めたことに伴い、報告セグメント「営業支援事業」を新たに追加しております。

「不動産販売事業」は、東京23区を中心に資産運用型マンション「XEBC(ジーベック)」の企画・開発を行っており、主として国内の個人投資家向けに分譲しております。

「不動産管理事業」は、当社が分譲した資産運用型マンションやコンパクト型マンションの賃貸管理、仲介及び建物管理を行っております。

「海外不動産事業」は、「XEBC(ジーベック)」を主として海外の富裕層向けに分譲しております。マレーシアにおいて、住宅や商業施設等の建物管理事業及び日本企業の進出支援を行っております。

「営業支援事業」は、主に製造、技術等に経営資源を集中している企業に対して、営業戦略の立案、営業人員の採用、ターゲット企業の選定から企業へのアプローチや営業代行等、コンサルティングから現場レベルのBP0(ビジネスプロセスアウトソーシング)まで総合的な支援を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、連結財務諸表を作成するために採用される会計処理の原則及び手続に準拠した方法であります。

セグメント間の内部収益及び振替高は、市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報
前連結会計年度(自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)

(単位:千円)

	報告セグメント					調整額 (注)1	連結財務諸 表計上額 (注)2
	不動産販売 事業	不動産管理 事業	海外不動産 事業	営業支援 事業	計		
売上高							
外部顧客への売上高	5,738,868	1,274,467	240,772	-	7,254,108	-	7,254,108
セグメント間の内部売上高	2,105	16,185	-	-	18,290	18,290	-
計	5,740,973	1,290,653	240,772	-	7,272,398	18,290	7,254,108
セグメント利益又は損失()	311,276	156,743	45,061	-	422,958	3,294	426,252
セグメント資産	4,003,699	305,723	45,843	-	4,355,266	153,176	4,202,090
セグメント負債	1,888,040	237,357	32,008	-	2,157,406	14,709	2,142,696
その他の項目							
減価償却費	19,070	15,522	2,461	-	37,054	-	37,054
のれん償却額	-	12,985	-	-	12,985	-	12,985
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	5,553	-	152	-	5,706	-	5,706

(注)1. 調整額は以下のとおりであります。

(1)セグメント利益又は損失の調整額3,294千円は、セグメント間取引消去3,294千円であります。

(2)セグメント資産の調整額 153,176千円は、セグメント間取引消去 153,176千円であります。

(3)セグメント負債の調整額 14,709千円は、セグメント間取引消去 14,709千円であります。

2. セグメント利益は連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当連結会計年度(自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)

(単位:千円)

	報告セグメント					調整額 (注)1	連結財務諸 表計上額 (注)2
	不動産販売 事業	不動産管理 事業	海外不動産 事業	営業支援事 業	計		
売上高							
外部顧客への売上高	4,817,090	1,187,885	115,851	27,145	6,147,971	-	6,147,971
セグメント間の内部売上高	-	7,821	197	-	8,018	8,018	-
計	4,817,090	1,195,706	116,048	27,145	6,155,989	8,018	6,147,971
セグメント利益又は損失()	64,880	140,754	27,869	11,336	166,428	6,642	173,070
セグメント資産	7,169,357	310,932	58,404	13,707	7,552,401	165,062	7,387,339
セグメント負債	5,128,311	241,555	15,794	15,266	5,400,927	48,429	5,352,498
その他の項目							
減価償却費	21,573	8,118	285	186	30,163	-	30,163
のれん償却額	-	12,985	-	-	12,985	-	12,985
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	120	1,470	1,838	4,759	8,187	-	8,187

(注)1. 調整額は以下のとおりであります。

(1)セグメント利益又は損失の調整額6,642千円は、セグメント間取引消去6,642千円であります。

(2)セグメント資産の調整額 165,062千円は、セグメント間取引消去 165,062千円であります。

(3)セグメント負債の調整額 48,429千円は、セグメント間取引消去 48,429千円であります。

2. セグメント利益は連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

4. 報告セグメントの変更等に関する事項

当連結会計年度において、株式会社デュアルトップグロウスを新規設立により連結の範囲に含めたことに伴い、報告セグメント「営業支援事業」を新たに追加しております。

なお、前連結会計年度のセグメント情報については、変更後の区分方法により作成したものを記載しております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2019年7月1日 至 2020年6月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
ブローディア・プライベート投資法人	1,543,000	不動産販売事業
東急不動産株式会社	1,306,692	不動産販売事業

当連結会計年度（自 2020年7月1日 至 2021年6月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
合同会社ナバテア	1,410,000	不動産販売事業
東急不動産株式会社	900,000	不動産販売事業
株式会社青山財団ネットワークス	730,000	不動産販売事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2019年7月1日 至 2020年6月30日）
該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2020年7月1日 至 2021年6月30日）
該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2019年7月1日 至 2020年6月30日）

（単位：千円）

	不動産販売事業	不動産管理事業	海外不動産事業	全社・消去	合計
当期償却額	-	12,985	-	-	12,985
当期末残高	-	103,884	-	-	103,884

当連結会計年度（自 2020年7月1日 至 2021年6月30日）

（単位：千円）

	不動産販売事業	不動産管理事業	海外不動産事業	全社・消去	合計
当期償却額	-	12,985	-	-	12,985
当期末残高	-	90,899	-	-	90,899

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 2019年7月1日 至 2020年6月30日）
該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2020年7月1日 至 2021年6月30日）
該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)	当連結会計年度 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)
1株当たり純資産	598.64円	591.08円
1株当たり当期純利益	73.06円	3.48円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	73.03円	3.47円

(注) 1. 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)	当連結会計年度 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	250,598	11,931
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益(千円)	250,598	11,931
普通株式の期中平均株式数(株)	3,430,098	3,430,666
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	1,461	4,362
(うち新株予約権(株))	(1,461)	(4,362)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	-	-

2. 1株当たり純資産の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年6月30日)	当連結会計年度 (2021年6月30日)
純資産の部の合計額(千円)	2,059,393	2,034,840
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	6,000	6,000
(うち新株予約権(千円))	(6,000)	(6,000)
普通株式に係る期末の純資産(千円)	2,053,393	2,028,840
1株当たり純資産の算定に用いられた期末の 普通株式の数(株)	3,430,098	3,432,452

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率(%)	担保	償還期限
㈱デュアルトップ	第7回無担保社債	2018年1月25日	36,000 (36,000)	- (-)	0.43	-	2021年1月25日
㈱デュアルトップ	第8回無担保社債	2019年11月25日	90,000 (20,000)	70,000 (20,000)	0.22	-	2024年11月25日
合計	-	-	126,000 (56,000)	70,000 (20,000)	-	-	-

(注) 1. ()内書は、1年以内の償還予定額であります。

2. 連結決算日後5年間の償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内(千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
20,000	20,000	20,000	10,000	-

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	19,668	56,086	1.61	-
1年以内に返済予定の長期借入金	523,090	2,770,963	2.24	-
1年以内に返済予定のリース債務	23,919	25,204	2.19	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	824,234	1,985,358	1.20	2023年~2030年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	61,895	40,428	1.97	2022年~2026年
合計	1,452,806	4,878,041	-	-

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	1,543,039	11,140	106,423	54,196
リース債務	23,695	15,403	835	494

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2)【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(千円)	929,016	2,142,161	2,699,502	6,147,971
税金等調整前四半期(当期)純利益又は 税金等調整前四半期純損失()(千円)	75,654	100,994	208,410	59,548
親会社株主に帰属する四半期(当期) 純利益又は親会社株主に帰属する四半期純 損失()(千円)	56,663	79,727	158,859	11,931
1株当たり四半期(当期)純利益又は 1株当たり四半期純損失()(円)	16.52	23.24	46.31	3.48

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益又は 1株当たり四半期純損失()(円)	16.52	6.72	23.07	49.76

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年6月30日)	当事業年度 (2021年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,501,022	438,010
営業未収入金	22,321	91,423
販売用不動産	1 641,965	1 2,764,364
仕掛販売用不動産	1 1,093,554	1 3,089,673
前渡金	277,981	104,335
前払費用	40,543	61,053
短期貸付金	2 31,209	2 40,057
未収入金	2 50,163	2 64,806
その他	4,007	186,707
貸倒引当金	20,359	28,757
流動資産合計	3,642,410	6,811,674
固定資産		
有形固定資産		
建物		
減価償却累計額	12,036	14,271
建物(純額)	1 71,235	1 68,999
車両運搬具		
減価償却累計額	13,366	17,062
車両運搬具(純額)	11,096	7,400
工具、器具及び備品		
減価償却累計額	3,750	4,035
工具、器具及び備品(純額)	625	461
土地		
リース資産	154,250	157,939
減価償却累計額	41,890	59,218
リース資産(純額)	112,359	98,720
有形固定資産合計	229,305	209,570
無形固定資産		
ソフトウェア	7,430	4,849
無形固定資産合計	7,430	4,849
投資その他の資産		
投資有価証券	-	11,596
関係会社株式	156,640	161,512
会員権	8,025	8,025
出資金	200	200
差入保証金	61,136	121,239
保険積立金	30,800	34,863
長期前払費用	8,058	2,699
繰延税金資産	21,863	1,581
その他	1,013	986
投資その他の資産合計	287,737	342,705
固定資産合計	524,474	557,125
資産合計	4,166,884	7,368,800

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年6月30日)	当事業年度 (2021年6月30日)
負債の部		
流動負債		
営業未払金	19,459	40,679
短期借入金	19,668	156,086
関係会社短期借入金	-	29,000
1年内償還予定の社債	56,000	20,000
1年内返済予定の長期借入金	1,523,090	1,277,963
リース債務	23,919	25,204
未払金	2109,694	285,426
未払法人税等	59,481	2,815
前受金	53,981	48,655
預り金	66,173	68,613
その他	114,771	11,848
流動負債合計	1,046,238	3,159,294
固定負債		
社債	70,000	50,000
長期借入金	1,824,234	1,985,358
受入保証金	99,628	98,178
リース債務	61,895	40,428
資産除去債務	23,003	23,066
その他	409	409
固定負債合計	1,079,171	2,197,441
負債合計	2,125,410	5,356,735
純資産の部		
株主資本		
資本金	216,698	217,305
資本剰余金		
資本準備金	150,494	151,101
資本剰余金合計	150,494	151,101
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,668,561	1,636,862
利益剰余金合計	1,668,561	1,636,862
自己株式	279	312
株主資本合計	2,035,474	2,004,956
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	-	1,108
評価・換算差額等合計	-	1,108
新株予約権	6,000	6,000
純資産合計	2,041,474	2,012,064
負債純資産合計	4,166,884	7,368,800

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)	当事業年度 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)
売上高		
不動産売上高	5,876,388	4,816,585
不動産賃貸収入	1,060,896	955,245
その他の事業収入	75,825	75,650
売上高合計	1,701,109	5,847,481
売上原価		
不動産売上原価	4,793,239	4,034,876
不動産賃貸原価	854,397	781,230
売上原価合計	5,647,637	4,816,107
売上総利益	1,365,472	1,031,373
販売費及び一般管理費	1,297,474	1,284,546
営業利益	389,997	185,827
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,509	1,748
業務受託手数料	14,769	16,840
助成金収入	6,186	14,428
貸倒引当金戻入額	2,154	-
その他	14,052	11,630
営業外収益合計	27,672	23,646
営業外費用		
支払利息	33,487	71,565
社債利息	888	580
支払手数料	35,299	56,190
貸倒引当金繰入額	889	8,571
その他	1,941	2,565
営業外費用合計	72,505	139,474
経常利益	345,164	69,999
特別利益		
有形固定資産売却益	669	-
特別利益合計	669	-
特別損失		
関係会社株式評価損	-	19,627
特別損失合計	-	19,627
税引前当期純利益	345,833	50,372
法人税、住民税及び事業税	108,834	24,546
法人税等調整額	1,931	19,793
法人税等合計	110,765	44,339
当期純利益	235,068	6,032

【売上原価明細書】

不動産売上原価明細書

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)		当事業年度 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
1. 土地売上原価		2,318,219	48.4	1,739,335	43.1
2. 建物売上原価		2,417,070	50.4	2,110,939	52.3
3. 仲介手数料		16,490	0.3	104,661	2.6
4. 業務委託費		12,483	0.3	19,902	0.5
5. その他		28,975	0.6	60,037	1.5
不動産売上原価		4,793,239	100.0	4,034,876	100.0

不動産賃貸原価明細書

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)		当事業年度 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
1. 支払家賃		810,399	94.8	731,097	93.6
2. 減価償却費		11,708	1.4	4,900	0.6
3. その他		32,289	3.8	45,232	5.8
不動産賃貸原価		854,397	100.0	781,230	100.0

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2019年7月1日 至 2020年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本						新株 予約権	純資産合計	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式			株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計				
当期首残高	216,698	150,494	150,494	1,469,509	1,469,509	279	1,836,422	6,000	1,842,422
当期変動額									
新株の発行							-		-
剰余金の配当				36,016	36,016		36,016		36,016
当期純利益				235,068	235,068		235,068		235,068
自己株式の取得							-		-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								-	-
当期変動額合計	-	-	-	199,052	199,052	-	199,052	-	199,052
当期末残高	216,698	150,494	150,494	1,668,561	1,668,561	279	2,035,474	6,000	2,041,474

当事業年度（自 2020年7月1日 至 2021年6月30日）

	株主資本						株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	216,698	150,494	150,494	1,668,561	1,668,561	279	2,035,474
当期変動額							
新株の発行	607	607	607				1,214
剰余金の配当				37,731	37,731		37,731
当期純利益				6,032	6,032		6,032
自己株式の取得						33	33
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	607	607	607	31,698	31,698	33	30,517
当期末残高	217,305	151,101	151,101	1,636,862	1,636,862	312	2,004,956

（単位：千円）

	評価・換算差額等		新株 予約権	純資産合計
	その他有価 証券評価差 額金	評価・換 算差額等 合計		
当期首残高	-	-	6,000	2,041,474
当期変動額				
新株の発行				1,214
剰余金の配当				37,731
当期純利益				6,032
自己株式の取得				33
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	1,108	1,108		1,108
当期変動額合計	1,108	1,108	-	29,409
当期末残高	1,108	1,108	6,000	2,012,064

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

イ 子会社株式

移動平均法による原価法によっております。

ロ その他有価証券

(イ) 時価のあるもの

決算末日の市場価格等による時価法(評価差額は全部純資産直入法により算定し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

(ロ) 時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

販売用不動産及び仕掛販売用不動産

個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法によっております。

ただし、建物(建物附属設備を除く)及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備並びに構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、次のとおりであります。

建物	15～47年
----	--------

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

ソフトウェア(自社利用)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零又は残価保証額とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

なお、当事業年度に発生した控除対象外消費税等の内、固定資産に係る控除対象外消費税等については、貸借対照表上、投資その他の資産の「長期前払費用」に計上し、法人税法の規定に基づき均等償却を行っております。

また、固定資産以外に係る控除対象外消費税等については、発生年度の期間費用としております。

(重要な会計上の見積り)

不動産販売事業に関する販売用不動産及び仕掛販売用不動産の評価

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

販売用不動産	2,764,364千円
仕掛販売用不動産	3,089,673千円
たな卸資産の簿価切下げ額	- 千円

(2) 財務諸表の利用者の理解に資するその他の情報

(1)の金額の算出方法は、連結財務諸表「注記事項(重要な会計上の見積り)」に記載されている内容と同一のため、記載を省略しております。

(表示方法の変更)

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る内容については記載しておりません。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に関して、合理的な予測は困難なもの、経済に及ぼす影響が現状のまま2022年6月期まで継続すると仮定し、業績及び現状入手可能な情報をもとに、会計上の見積りを行っております。この結果、当事業年度において、たな卸資産評価損、固定資産およびのれんの減損損失の計上はなく、各種引当金への影響はありませんでした。一方で、当事業年度末に予定していた販売ができなくなる事案が複数発生したことにより、2022年6月期に販売が持ち越しとなった為、課税所得が減少したことを主因とした繰延税金資産の減少が発生しました。

今後の感染拡大や収束時期は不確実性が高く経済環境への影響に変化が生じた場合には、翌事業年度以降の財政状態および経営成績に影響を与える可能性があります。

(貸借対照表関係)

1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年6月30日)	当事業年度 (2021年6月30日)
販売用不動産	581,860千円	2,764,364千円
仕掛販売用不動産	1,093,554	2,789,673
建物	59,008	57,477
土地	32,905	32,905
計	1,767,329	5,644,422

担保付債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年6月30日)	当事業年度 (2021年6月30日)
短期借入金	- 千円	38,750千円
1年内返済予定の長期借入金	468,960	2,725,254
長期借入金	824,234	1,614,885
計	1,293,194	4,378,889

2 関係会社に対する金銭債権(区分表示したものを除く)

	前事業年度 (2020年6月30日)	当事業年度 (2021年6月30日)
短期金銭債権	68,431千円	102,005千円
短期金銭債務	31,218	55,912

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引高は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)	当事業年度 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)
営業取引による取引高		
売上高	2,105千円	- 千円
販売費及び一般管理費	45,573	8,018
営業取引以外の取引による取引高	5,871	7,456

2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度21.7%、当事業年度13.0%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度78.3%、当事業年度87.0%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)	当事業年度 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)
給与手当	234,055千円	196,529千円
減価償却費	25,272	24,594
賃借料	102,982	106,454
販売手数料	170,805	60,416
広告宣伝費	41,013	49,533
租税公課	-	92,560
貸倒引当金繰入額	169	173

(有価証券関係)

前事業年度(2020年6月30日)

子会社株式(貸借対照表計上額は関係会社株式156,640千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、子会社株式の時価を記載していません。

当事業年度(2021年6月30日)

子会社株式(貸借対照表計上額は関係会社株式161,512千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、子会社株式の時価を記載していません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2020年6月30日)	当事業年度 (2021年6月30日)
繰延税金資産		
未払事業税	3,523千円	788千円
貸倒引当金	6,230	8,799
関係会社株式	2,754	8,759
支払補償費	7,441	-
資産除去債務	7,040	7,059
その他	3,575	1,942
繰延税金資産小計	30,564	27,349
評価性引当額	2,754	19,418
繰延税金資産合計	27,810	7,931
繰延税金負債		
未収還付法人税等	-	381
資産除去債務	5,946	5,480
その他有価証券評価差額金	-	488
繰延税金負債合計	5,946	6,349
繰延税金資産(負債)の純額	21,863	1,581

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度(2020年6月30日)

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

当事業年度(2021年6月30日)

法定実効税率	30.6%
(調整)	
評価性引当額の増減	33.1
交際費等永久に算入されない項目	23.9
住民税均等割額	0.6
その他	0.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	88.0

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

区 分	資産の 種 類	当 期 首 残 高	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額	当 期 償 却 額	当 期 末 残 高	減 価 償 却 累 計 額
有 形 固 定 資 産	建物	71,235	-	-	2,235	68,999	14,271
	構築物	-	-	-	-	-	-
	車両運搬具	11,096	-	-	3,695	7,400	17,062
	工具、器具及び備品	625	120	-	285	461	4,035
	土地	33,989	-	-	-	33,989	-
	リース資産	112,359	3,689	-	17,328	98,720	59,218
	計	229,305	3,809	-	23,544	209,570	94,588
無 形 固 定 資 産	ソフトウェア	7,430	-	-	2,581	4,849	14,099
	計	7,430	-	-	2,581	4,849	14,099

【引当金明細表】

(単位：千円)

科 目	当 期 首 残 高	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額	当 期 末 残 高
貸倒引当金	20,359	8,571	173	28,757

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年7月1日から翌年6月30日まで
定時株主総会	毎年9月
基準日	毎年6月30日
剰余金の配当の基準日	毎年6月30日 毎年12月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社本店証券代行部
株主名簿管理人	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	みずほ信託銀行株式会社 全国各支店 みずほ証券株式会社 本店、全国各支店及び
買取手数料	無料(注)1
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL http://www.dualtap.co.jp/notification
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注)1. 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が株式会社東京証券取引所に上場された2016年7月21日から、「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されました。

2. 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及び添付書類並びに確認書

事業年度（第14期）（自 2019年7月1日 至 2020年6月30日）2020年9月30日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2020年9月30日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

（第15期第1四半期）（自 2020年7月1日 至 2020年9月30日）2020年11月12日関東財務局長に提出

（第15期第2四半期）（自 2020年10月1日 至 2020年12月31日）2021年2月12日関東財務局長に提出

（第15期第3四半期）（自 2021年1月1日 至 2021年3月31日）2021年5月14日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

2020年10月1日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2021年9月30日

株式会社 デュアルタップ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 板谷 秀穂
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 佐藤 秀明
業務執行社員

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社デュアルタップの2020年7月1日から2021年6月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社デュアルタップ及び連結子会社の2021年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

私募ファンド等への1棟売却といった、通常の個人投資家向けのマンション分譲とは異なる不動産販売取引	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、不動産販売事業において、東京23区を中心に主として資産運用型マンションの企画、開発を行っており、国内の個人投資家を主要顧客として分譲を行っている。</p> <p>注記事項（セグメント情報等）に記載のとおり、当連結会計年度の連結損益計算書に計上されている売上高6,147百万円には、不動産販売事業に係る売上高4,817百万円が含まれており、連結売上高の78%になる。</p> <p>このうち、私募ファンド等への1棟売却といった、通常の個人投資家向けのマンション分譲とは異なる不動産販売取引も存在するが、1件当たりの取引金額が多額となることに加え、相対取引であることから取引条件の個性が高い。</p> <p>譲渡後の管理業務の受託、買戻条件の付与、譲受人に対する出資等を通じて、当該不動産に継続的に関与することで、リスクと経済価値がほとんど全て移転しているかの判断が複雑になることがある。この判断を誤った場合には、リスクと経済価値のほとんど全てが譲受人に移転していると認められない不動産売却取引について収益の認識が行われるリスクがある。</p> <p>以上のことから、私募ファンド等への1棟売却といった、通常の個人投資家向けのマンション分譲とは異なる不動産販売取引は、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、私募ファンド等への1棟売却といった、通常の個人投資家向けのマンション分譲とは異なる不動産販売取引について、リスクと経済価値のほとんど全てが譲受人に移転していることを検討するために、主に以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・譲受人と会社の関係及び当該不動産への今後の継続的関与の有無とその内容を理解するために、物件売却に係る稟議書等を閲覧し、譲渡後の管理業務の受託や買戻条件の付与の有無及び譲受人との出資関係の有無等について経営管理者に質問した。 ・当該不動産への継続的な関与を示唆するような取引条件の有無を検討するために、売買契約書を閲覧した。 ・引渡し的事实を評価するために、売買契約書、入金証憑等を閲覧した。また、期末付近の引渡物件については、マンション等の物件が完成し、引渡し可能な状態にあることを確かめるために、視察を実施した。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社デュアルトップの2021年6月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社デュアルトップが2021年6月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。

・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。

・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2021年9月30日

株式会社 デュアルトップ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 板谷 秀穂
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 佐藤 秀明
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社デュアルトップの2020年7月1日から2021年6月30日までの第15期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社デュアルトップの2021年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

私募ファンド等への1棟売却といった、通常の個人投資家向けのマンション分譲とは異なる不動産販売取引
--

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（私募ファンド等への1棟売却といった、通常の個人投資家向けのマンション分譲とは異なる不動産販売取引）と同一内容であるため、記載を省略している。
--

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

る。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。